

公共施設最適化計画（答申）

～持続可能な公共サービスの実現に向けて～

平成27（2015）年1月

伊賀市公共施設最適化計画検討委員会

- 平成24（2012）年3月末時点の公有財産台帳（面積や建築年度）と平成24（2012）年12月に行った所管部門へのアンケート調査結果をもとに作成しています。
- 個別施設の詳細については、公共施設白書及び施設カルテに掲載しています。ただし、一部の施設については、その後の調査結果により数値などに変更があるため、白書の内容と一致しない場合があります。
- 公共施設最適化方針において、維持管理経費の算定は対象施設48.6万㎡のうち、平成24年（2012）年度に取り壊しや廃止した施設、維持管理経費がほとんど発生していない施設（約3.0万㎡）を対象から除いています（最適化方針6ページ脚注7）が、本計画では、上記の施設（例：大型作業所など）を含んでいるため、一部で数字などが最適化方針と一致しない箇所があります。
- 端数処理などの関係上、表中に記載の数字の合計が一致しない場合があります。

会長あいさつ

公共施設最適化の取組みは、「総論賛成・各論反対」の問題に対して、市と市民の将来を本気で考え、より望ましい方向性を示し、幅広い合意形成を得て、それを逐次実行するという、不断の努力の積み重ねであるといえます。しかしこの取組みは、全国の自治体をみても決して簡単とはいえない状況にあります。

平成26（2014）年に日本都市計画学会で発表されたある調査結果によると、全国で既に100以上の自治体で、公共施設の状況を示す『公共施設白書』や、将来の方向性を示す『基本方針』が策定・公表されたとのこと。しかし、個別施設の具体的な方針まで示した『実施計画』まで公表できた自治体は、その半分にも満たないと報告されています。自治体の中には、実施計画が具体化していくにつれて反対意見が強くなり、動きが取れなくなることも多いと聞きます。

そのような中、伊賀市の公共施設最適化の取組みは着実に進んでいるといえます。平成25（2013）年に『公共施設白書』、平成26（2014）年に『公共施設最適化方針』を策定・公表し、今年度、『実施計画』にあたる『公共施設最適化計画』を策定する運びとなりました。

こうした取組みに対し、「統廃合は時期尚早」「進め方が早すぎる」という声もあるかもしれません。しかし、公共施設を利用する伊賀市の人口は、既に2000年代から減少し続けています。平成52（2040）年には27%減の7.1万人に減少すると予測されています。税収をはじめとした財源も、公共施設に対する需要も、人口減少にしたがって同じように小さくなっていくと予想されます。三重県自治体平均の約1.5倍の一人当たり公共施設延床面積を有する伊賀市としては、一刻も早く、施設や延床面積を見直し、よりよいサービスを提供する体制を整えていく必要があります。

今年度は、検討委員会での議論、シンポジウム、パブリックコメント、出前講座に加えて、計画の中間案についての住民説明会を1回、支所別意見交換会を5回開催しました。検討委員会委員や市職員が、参加して頂いた住民の方々から個別に意見をお伺いし、意見交換を行うことによって、市民・行政・有識者が同じ場で、この公共施設最適化について議論してきました。

本計画は、このような様々な議論、検討の結果を踏まえ、現時点で最適と考えられる案を示すものです。本計画を踏まえて、伊賀市の公共施設サービスがより効率的な形で運営され、伊賀市民、とりわけ若い世代が末永く伊賀市で幸せな生活を送り続けることができるような環境を実現することを望みます。



平成27（2015）年1月
伊賀市公共施設最適化計画検討委員会 会長 瀬田史彦
（東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 准教授）

目次

第1章	本計画の位置づけと計画期間	
	計画策定にかかる現在までの経緯.....	1
	平成27年度以降の取組みスケジュール（ロードマップ）.....	2
	計画策定の概要.....	3
第2章	公共施設最適化に向けた基本原則（3R）と取組方針	
第1節	最適化方針に基づく基本原則（3R）の考え方.....	5
	3Rの考え方（最適化方針策定後の追加事項を含む）.....	6
第2節	総量目標の考え方（最適化方針より）.....	7
第3章	用途別の総量縮減（Reduce）による最適化（案）	
	最適化方針から最適化計画への展開.....	8
	用途別基本方針・施設ごとの方向性（案）の検討プロセスについて.....	10
	コミュニティ圏域施設について.....	10
第1節	用途別の総量目標と目標達成に向けた方針.....	11
第2節	最適化計画実施後のすがた.....	22
	本計画達成の前提条件.....	22
	本計画の実施によるピーク時の施設更新費不足の解消について.....	24
第3節	運営の適正化（Run）に関する考え方.....	26
第4節	早期に実行計画（アクションプラン）を策定する主な施設.....	27
第4章	地区別の機能複合化（Remix）による最適化（案）	
第1節	機能の複合化（Remix）の実践に向けた考え方.....	29
第2節	既存施設の建替え・改修による複合化のケース.....	30
	モデルケース1「伊賀支所及び周辺施設の機能統合」.....	30
	モデルケース2「青山支所及び周辺施設の機能統合」.....	32
第3節	既存施設への機能移転による複合化のケース.....	34
	モデルケース3「島ヶ原支所などへの周辺施設の機能移転」.....	34
	モデルケース4「阿山支所と周辺施設の機能移転」.....	36
	モデルケース5「大山田支所と周辺施設の機能移転」.....	38
第5章	公共施設最適化計画に向けた取組み	
1.	伊賀市公共施設マネジメントシンポジウム.....	40
	アンケート結果.....	41
2.	伊賀市公共施設最適化計画中間案 住民説明会.....	42
	アンケート結果.....	43
3.	伊賀市公共施設最適化計画中間案 支所別意見交換会.....	45
	アンケート結果.....	50
	伊賀市公共施設最適化計画検討委員会からの提言.....	52
	資料1.伊賀市公共施設最適化計画検討委員会設置要綱.....	53
	資料2.伊賀市公共施設最適化計画検討会議設置要綱.....	55
	資料3.公共施設等総合管理計画の策定要請.....	56
	資料4.伊賀市公的関与のあり方に関する点検指針.....	57

第1章 本計画の位置づけと計画期間

計画策定にかかる現在までの経緯

本市では、平成25（2013）年6月に「公共施設白書」^{※1}（以下「白書」とします。）を通じて「他市と比較して施設の保有量が多く、老朽化が進行している」「人口減少と少子高齢化が一層進行していく」「施設の更新費が不足する」という課題を明らかにしてきました。

上記の課題解決に向けて、平成26（2014）年3月の「公共施設最適化方針」（以下「最適化方針」とします。）では、いつまでに（目標年度）、どの程度まで（総量目標）取り組むのかの全市的な目標を設定し、伊賀市公共施設マネジメントの3原則（3R）の考えに基づき取り組むこととしました。

今回、最適化方針の考え方に基づき、より具体的な取組みにつなげていくため、市全体の総量目標を施設の用途別に展開するとともに、地区別の機能移転、複合化（モデルケース）の検討結果を取りまとめ、「公共施設最適化計画」（以下「本計画」とします。）を策定しました。

図 白書における課題・最適化方針の考え方と本計画の位置づけ



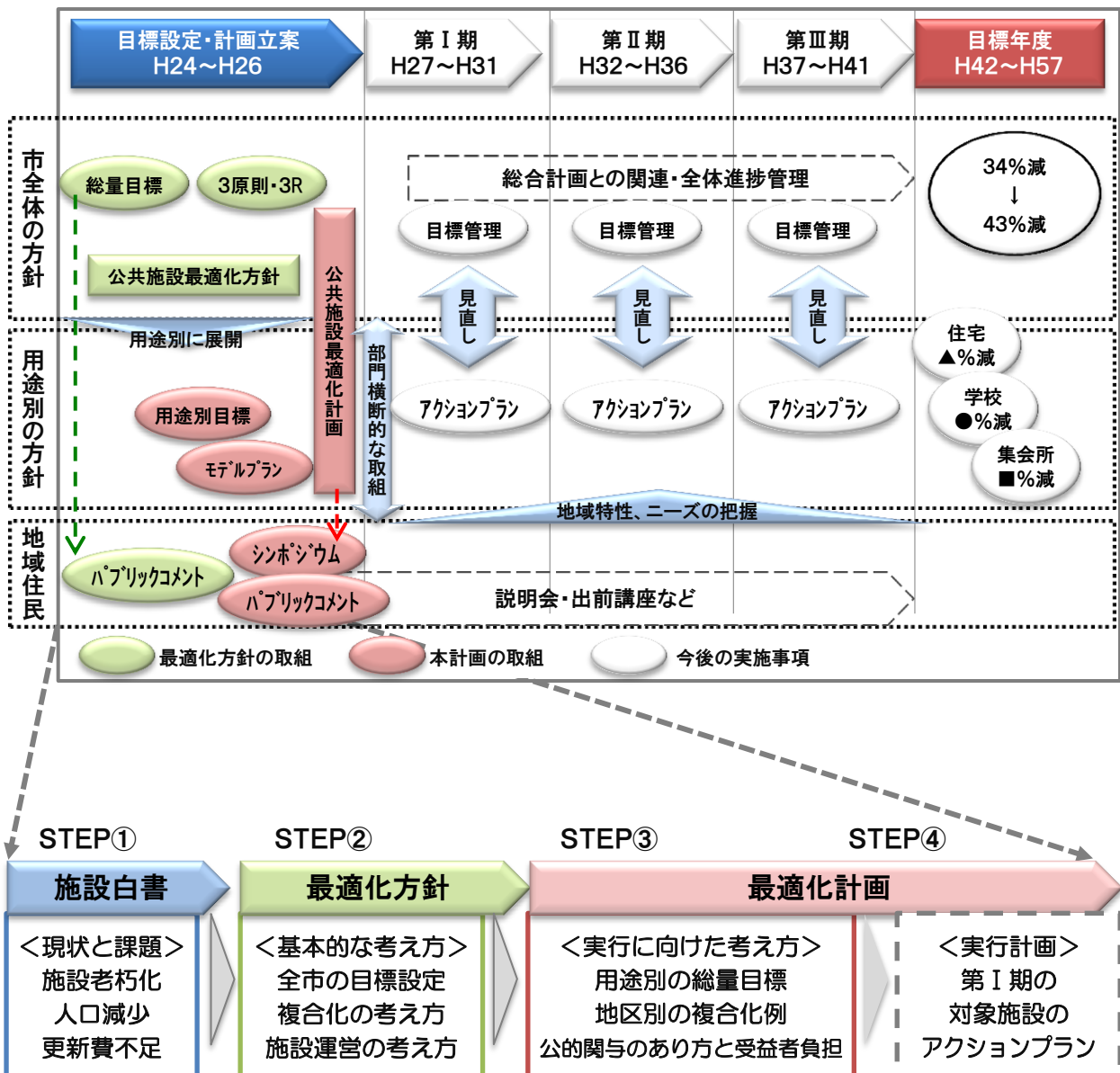
※1 公共施設白書及び公共施設最適化方針の本編は本市HPに、概要は広報いが市（平成25（2013）年8月1日号、平成26（2014）年5月15日号）に掲載しています。

<http://www.city.iga.lg.jp/ctg/08515/08515.html>

平成27年度以降の取組みスケジュール（ロードマップ）

最適化方針において、目標年度を公共施設の建替えがピークを迎える平成42（2030）年度から平成57（2045）年度までとし、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度を第Ⅰ期、以降5年毎に第Ⅱ期、第Ⅲ期に分け、期毎の行動計画（アクションプラン）を立案し実行していくというスケジュールを公表しました（下図）。

図 現在までの取組みと今後のスケジュール（最適化方針に一部加筆）



計画策定の概要

(1) 公共施設等総合管理計画と本計画の関係及び対象施設について

総務省は、全国の自治体に対して平成26（2014）年4月に「公共施設等総合管理計画」※2を平成28（2016）年度までに策定することを要請しました。本市では、本計画を公共施設（ハコモノ）を対象とした公共施設等総合管理計画の一部として位置づけます。

なお、本計画における対象施設は、インフラ資産を除く施設（ハコモノ）のうち小規模な建物などを除いた354施設（972棟）・約48.6万㎡（最適化方針の対象と同様）としています。

図 公共施設等総合管理計画と本市の各計画の関係

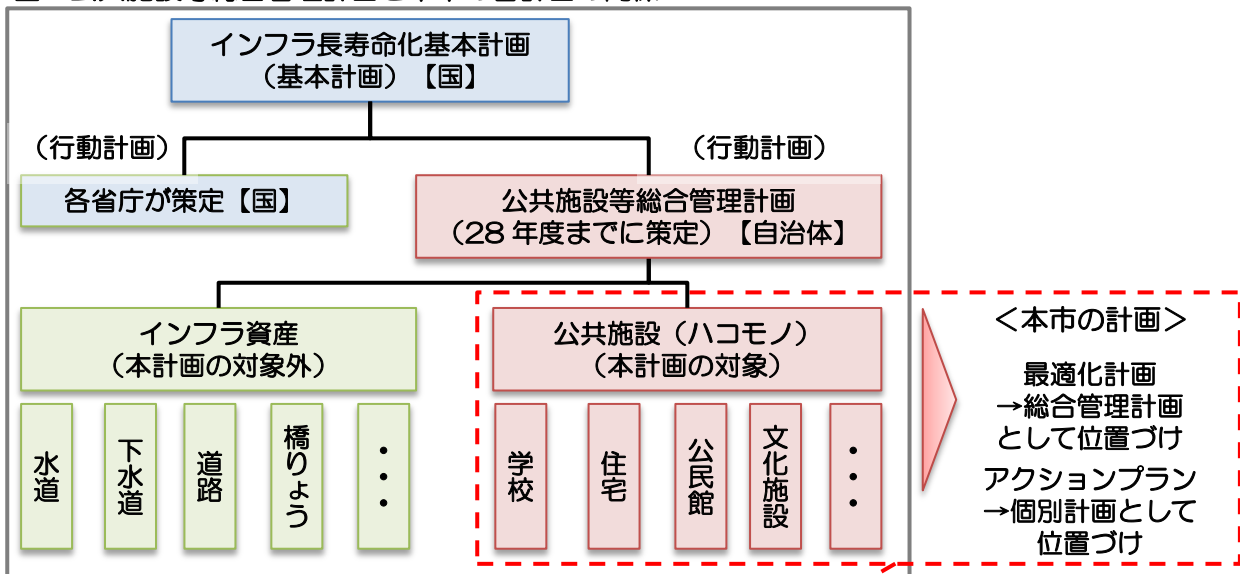
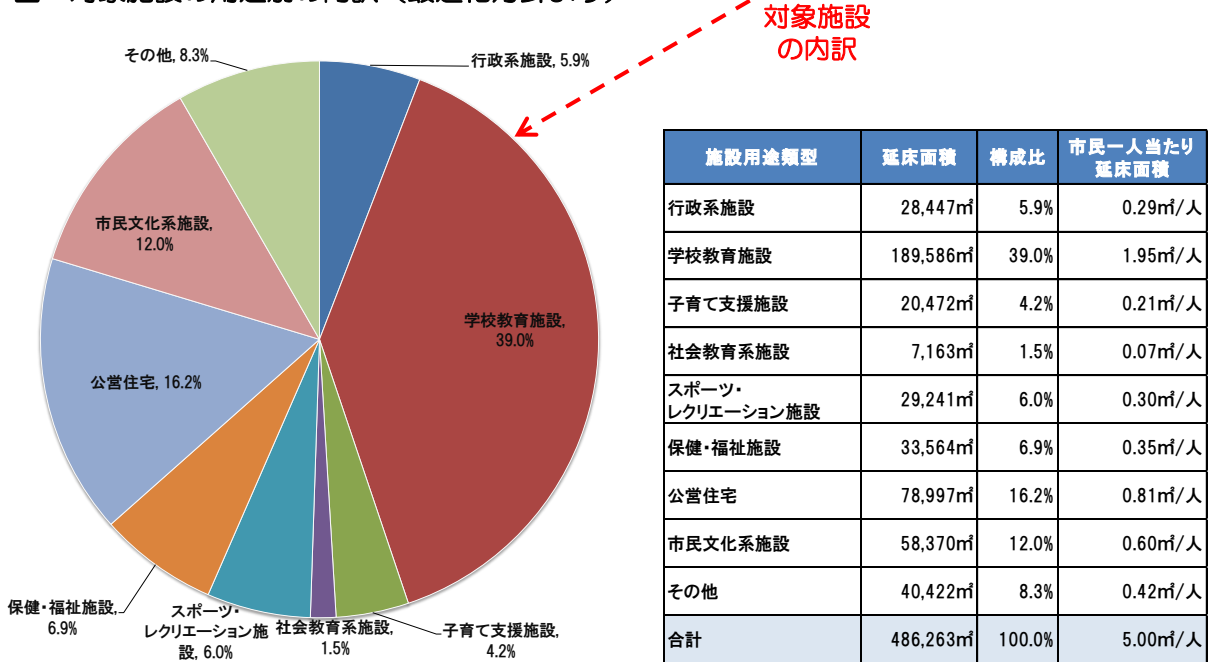


図 対象施設の用途別の内訳（最適化方針より）



※2 公共施設等総合管理計画の策定要請の内容については、巻末の資料3に掲載しています。

(1) 本計画策定の推進体制

本計画は、有識者などによる外部委員から構成される「伊賀市公共施設最適化計画検討委員会」（巻末資料1参照）と庁内組織として発足した「伊賀市公共施設最適化計画検討会議」（巻末資料2参照）が相互に連携を図りながら策定しました。また、中間案公表後には、住民説明会や意見交換会などにおける市民のみなさんの意見を参考にしつつ、本計画を策定しました。

図 公共施設最適化計画決定までのプロセス

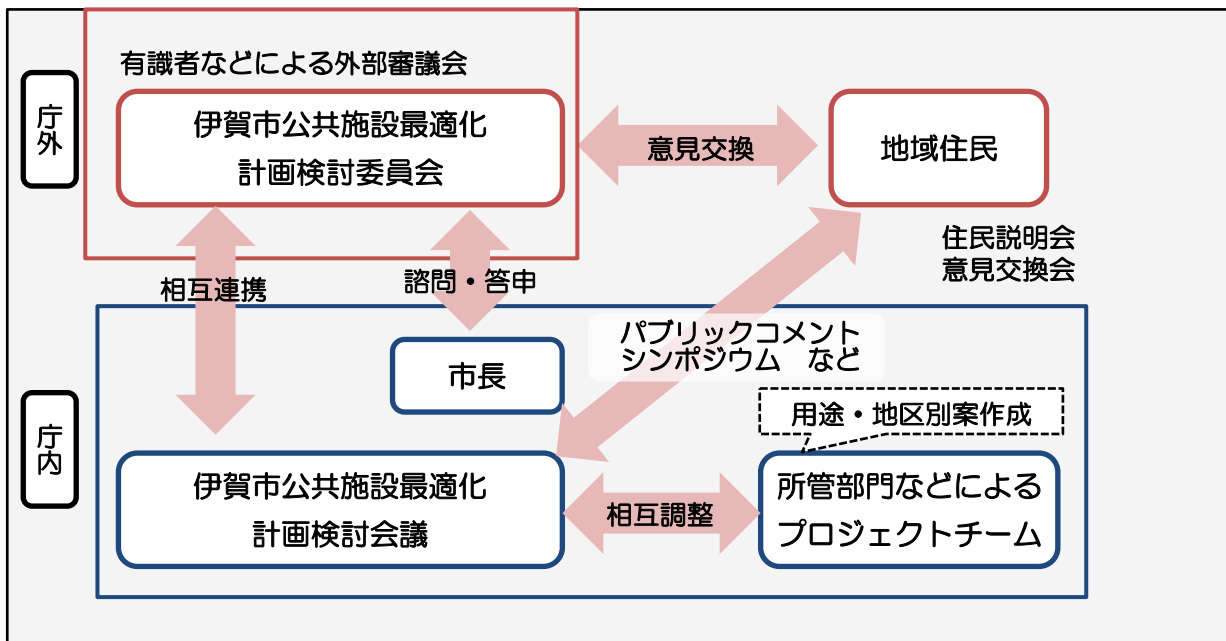


表 伊賀市公共施設最適化計画検討委員会のスケジュール

委員会	開催時期	テーマ（概要）
第1回	平成26年4月	＜検討委員会について＞ ・検討委員会の役割、スケジュール、現在までの市の取組み紹介 ほか
第2回	平成26年7月	＜総量の縮減（Reduce）について＞ ・プロジェクトチーム案の確認、協議
第3回	平成26年8月	＜機能の複合化（Remix）について＞ ・プロジェクトチーム案の確認、協議
第4回	平成26年9月	＜公共施設最適化計画（中間案）について＞ ・中間案の確認、協議
第5回	平成26年12月	＜住民説明会などの結果について＞ ・パブリックコメントやアンケート結果の確認、協議
第6回	平成27年1月	＜公共施設最適化計画（答申）について＞ ・最終案の確認、協議

表 住民との意見交換など^{※3}

名称	開催時期	概要
公共施設マネジメントシンポジウム	平成26年8月	・本市のこれまでの取組み、現状と課題などについての紹介 ・先進自治体（神奈川県秦野市）の事例紹介 ・パネルディスカッション など
住民説明会（全体）	平成26年10月	・最適化計画（中間案）の説明 ・中間案に対する意見集約など ・今後のスケジュールなど
パブリックコメント	平成26年10月末～11月末	・最適化計画（中間案）に対する意見の募集
意見交換会（支所別）	平成26年11月	・支所管内施設の方向性、モデルケース説明及び意見交換（ワークショップ）

^{※3} シンポジウムや住民説明会、意見交換会の概要については、第5章に掲載しています。

第2章 公共施設最適化に向けた基本原則（3R）と取組方針

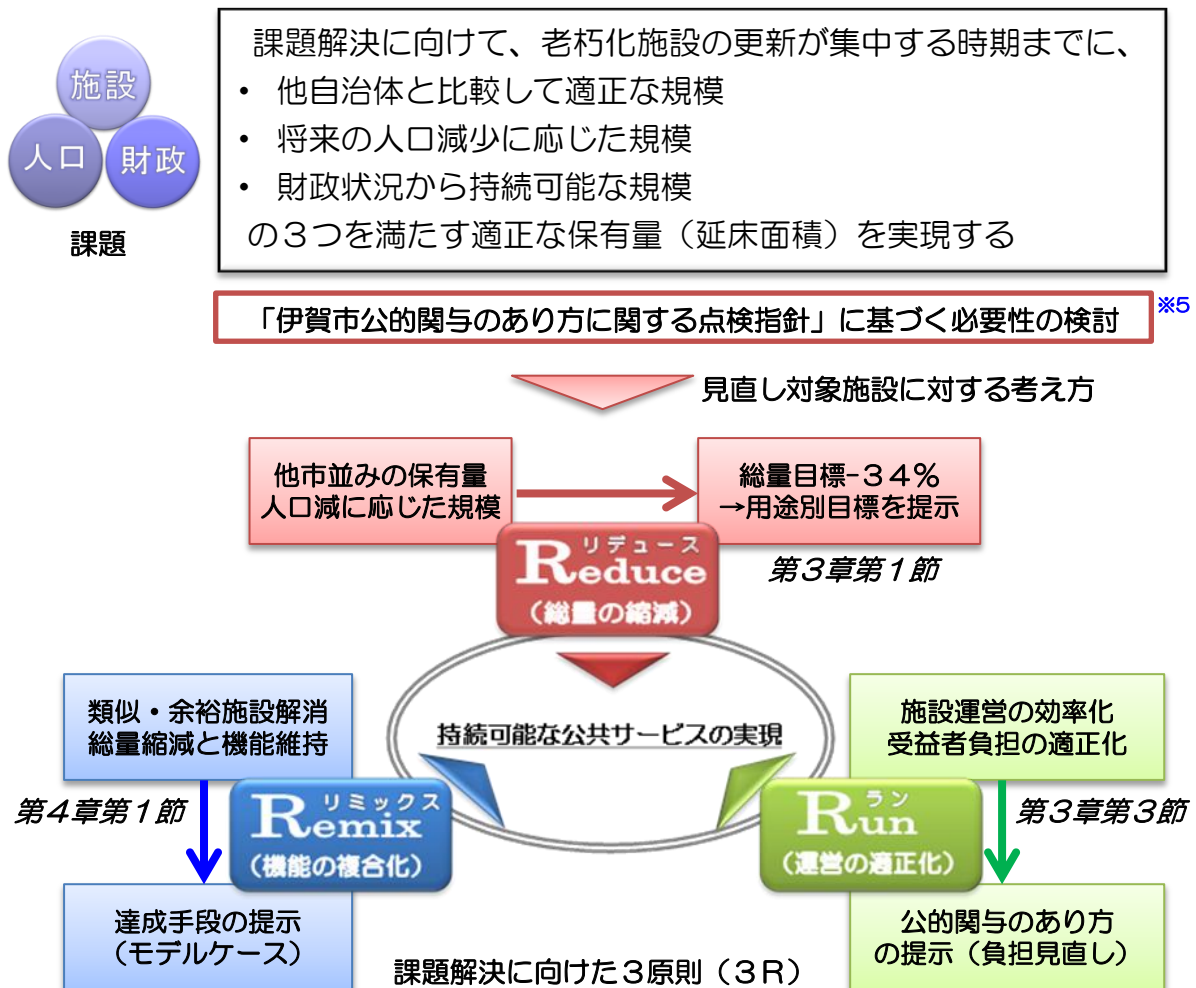
第1節 最適化方針に基づく基本原則（3R）の考え方

<目指すべき姿> 次世代に誇れる 『持続可能な公共サービスの実現に向けて』

本市では、今後の施設のあり方を根本から見直し、将来的な財政破たんや行政サービスの低下を防ぐとともに、子や孫世代への負担の先送りを避けるため、公共施設マネジメントの「3原則（3R）」に取り組んでいきます^{※4}。

本計画では、3Rの考え方をより具体化し、「用途別総量目標」「総量目標の達成手段」「公的関与のあり方」を提示し、課題解決に向けた取組みについて紹介しています。

図表 本市の課題と課題解決に向けた3Rの考え方



^{※4} 本市の課題や3Rの考え方の詳細については、公共施設最適化方針の4ページから7ページに掲載しています。

<http://www.city.iga.lg.jp/ctg/08515/08515.html>

^{※5} 指針の詳細については、巻末の資料3に掲載しています。

3Rの考え方（最適化方針策定後の追加事項を含む）

【基本的な考え方】

伊賀市公的関与のあり方に関する点検指針に基づき、「市が提供すべきか」「民間でも代替可能か」を考慮し、施設（ハコモノ）や機能（サービス）の必要性を検討し、3Rの考え方に基づき施設の最適化を図ります。

Reduce <総量の縮減>

- ① 公的関与のあり方の考え方に基づき、適正な保有量の実現に向けた目標値（総量目標）を目指す
- ② 合併に伴う類似・余剰施設の整理を行う
- ③ 施設の更新や新設については、原則として既存施設の有効活用（転用など）を優先し、施設の総量を増やさない
- ④ 民間においても実施可能なサービスは、行政で提供する必要性を十分に議論し、優先度の低い施設は売却や譲渡を視野に入れて検討する
- ⑤ 施設利用者が地域住民に限定される施設（コミュニティ圏域施設^{*6}）は、維持管理を含めた地域への譲渡を検討する
- ⑥ 耐震性が無い施設など、地域への譲渡が困難な場合は、廃止を検討する

Remix <機能の複合化>

- ① 多機能化による複合施設の設置を推進する
→既存施設の活用を優先する
→新たに施設を整備する場合には、将来の人口動向を見据えた適正規模を基本とする
→複合施設の整備に合わせて施設名称や設置条例などの見直し（変更や一本化）を行う
主たる目的が失われているなどの理由で施設を廃止する場合、必要な機能がある場合には、その機能を他施設に移転する（放課後児童クラブなど）
- ② 建替えや大規模改修を実施する施設には、他施設の機能統合し新たな拠点施設として整備する
- ③ 利用率（稼働率）が低い、収支の改善を要する施設については、必要な機能を他の施設に移転し、移転により未利用となった施設は、跡地利用を踏まえて検討する

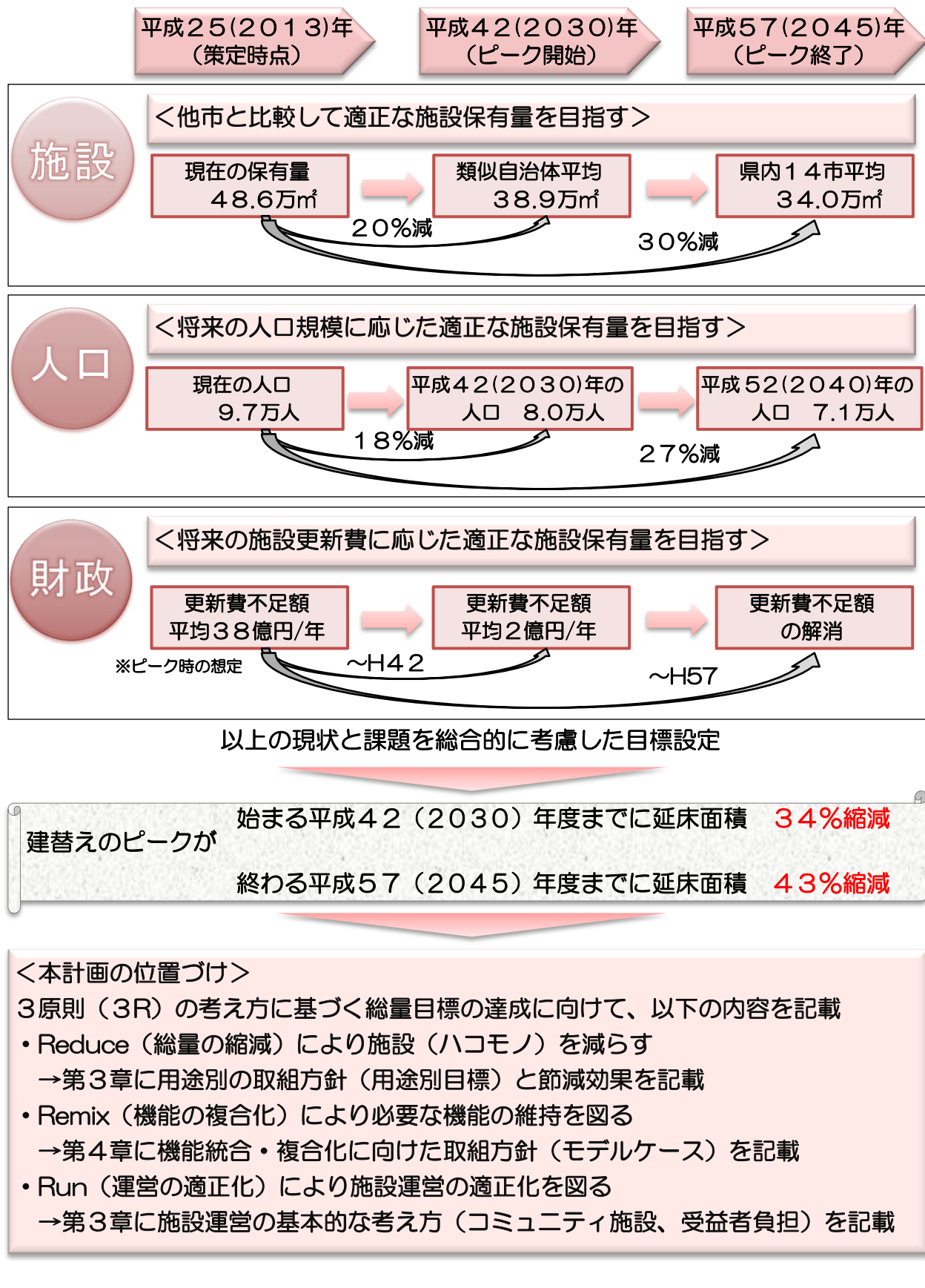
Run <運営の適正化>

- ① コミュニティ圏域施設は、地区による管理へと運営主体の移行を図る
- ② 運営改善による利用者の増加や受益者負担の適正化を行い、改善が見込めない場合は統廃合の検討対象とする
- ③ 継続して維持する施設については、予防保全の考え方に基づく長寿命化により施設機能の向上を図る
- ④ 大規模施設については、PFIなどによる民間資本の活用を検討する

*6 コミュニティ圏域施設の考え方については、10ページに記載しています。

第2節 総量目標の考え方（最適化方針より）

図 総量目標の考え方と本計画における目標達成の考え方



第3章 用途別の総量縮減（Reduce）による最適化（案）

最適化方針から最適化計画への展開

本計画の策定にあたっては、全市の総量目標である延床面積の縮減率34%の達成に向けて、所管部門プロジェクトチームの案をもとに、検討委員会と検討会議の相互連携による協議を行ってきました。本章では、最適化方針の3原則（3R）のうち、Reduce（総量の縮減）に基づき、用途類型ごとの総量目標と目標達成に向けた用途別の基本方針を記載しています^{※7}。

図表 用途別の基本方針の見かた

- 本表に記載している総量目標は、施設（ハコモノ）の縮減目標を示したものであり、機能（サービス）の廃止などを意味しているものではありません。
- 施設ごとの方向性（案）は、庁内での協議結果を踏まえた内容を記載しており、今後、地域住民のみなさんの意見を踏まえて決定していきます。
- 縮減後の方向性が決定している施設（ハコモノ）については、機能の移転先（複合化や地区・民間への譲渡など）の方向性を用途別基本方針に記載しています。
- 施設（ハコモノ）を民間に譲渡し、民間にてサービスを継続する場合も、縮減として表現しています。
- 本表に掲載している内容は、平成26年9月時点の案となっています。
- なお、今後新設を予定している施設（市役所新庁舎、消防本庁舎など）の延床面積は、本表に含まれていません。新設予定の施設の考え方については、21ページに掲載しています。

• 施設ごとの方向性は、概ね第Ⅲ期（H27～H41）までの個別施設ごとの方向性（案）を指している
 • 方向性（案）の検討方法については、次ページのフロー図に記載

• 現在の用途別面積には、平成23（2011）年度以降に解体した建物の延床面積も含まれている
 • 目標とは、用途別の施設延床面積の縮減目標を指している

施設用途類型		地区	施設名称	延床面積	建築年度	耐震性	施設ごとの方向性	現在の用途別面積	用途別縮減目標	目標達成後の用途別面積
大分類	中分類									
行政系施設	庁舎	上	本庁舎	11,027㎡	1964年度	無	縮小（移転） （北庁舎解体分）	22,034㎡	67%	7,234㎡
		伊	伊賀支所庁舎	1,944㎡	1961年度	無	複合化			
		島	島ヶ原支所庁舎	1,357㎡	1978年度	有	複合化			
		阿	阿山支所庁舎	3,107㎡	1980年度	有	複合化			
		大	大山田支所庁舎	1,702㎡	1965年度	無	複合化			
		青	青山支所庁舎	2,898㎡	1974年度	無	複合化			
	用途別の基本方針									
・本庁舎は、行政機能の確保・効率性の向上のため「伊賀市庁舎整備計画」に基づき移転し、南庁舎は他用途での活用を検討する。 ・耐震性を満たす支所庁舎は、他施設からの機能移転を図る。 ・耐震性が低く、老朽化している支所庁舎は、周辺施設への機能移転又は適正規模で建替え、複合化を図る。										
		上	消防本部・中消防署	2,075㎡	1981年度		用途別の今後の取組方針・個別施設の機能移転や複合化の方向性（案）など			

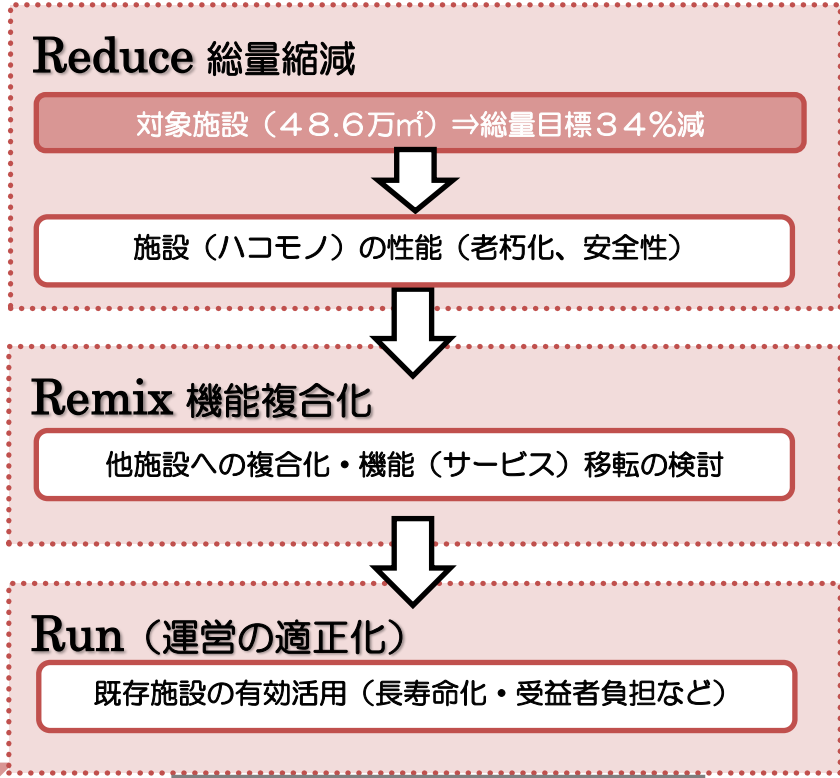
※7 表の数値は平成24（2012）年3月末時点の公有財産台帳記載の数字を計上しているため、現在の施設数延床面積が一致しない場合があります。

図 用途別方針検討のためのフローチャート

建替えのピークが始まる H42年度までに **34%減**
 建替えのピークが終わる H57年度までに **43%減**

「伊賀市公的関与のあり方に関する点検指針」に基づく必要性の検討

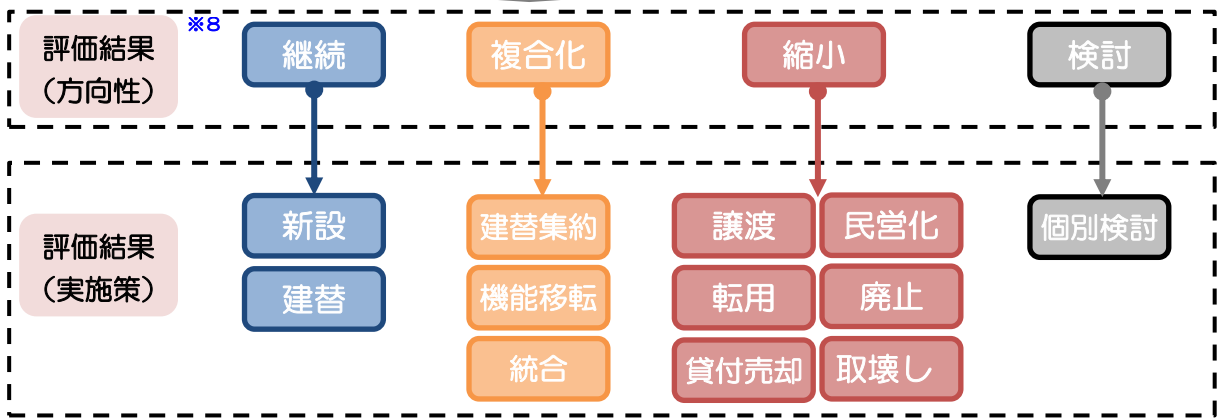
公共施設の総量の管理 大規模改修費・更新費・維持管理費の見直し



今後新規予定の施設については必要性を検討し、既存施設の活用を優先する

施設 (ハコモノ) と機能 (サービス) のあり方を分けて検討する

地区や民間への譲渡など運営主体の適正化も検討する



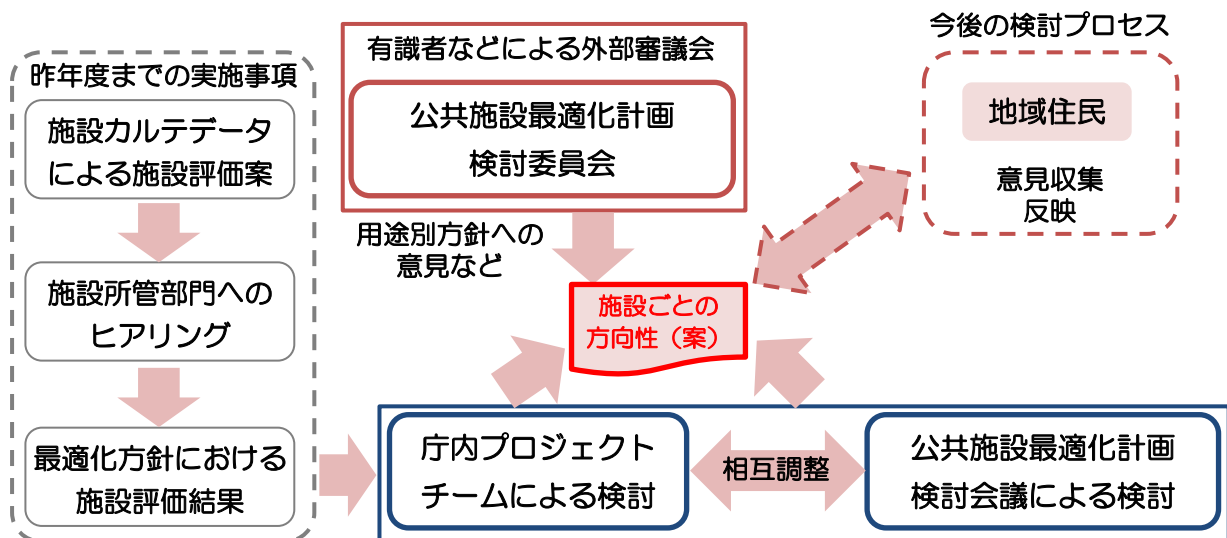
※8 本計画に掲載している評価結果 (方向性) は、建物の大枠の方向性 (案) を示したものであり、個別施設の実施策については、今後策定予定の実施計画 (アクションプラン) にて検討していきます。
 継続：現在の建物を継続して利用する施設、新設や建替えを予定している施設 (伊賀市文化会館など)
 複合化：他施設への機能移転や、他施設からの機能統合を検討していく施設 (支所と周辺施設など)
 縮小：現在の建物の規模を縮小したり、他への譲渡や売却等を検討していく施設 (地区集会所など)
 検討：所管部門で別途計画を検討中の施設 (火葬場、教員住宅など)

用途別基本方針・施設ごとの方向性（案）の検討プロセスについて

本市では、平成26（2014）年4月より、以下のプロセスに基づき、用途別の基本方針や施設ごとの方向性（案）について検討しました。

＜検討プロセス＞

- ① 所管部門などによる用途別の庁内検討プロジェクトチーム（学校、福祉、住宅など）による、用途別の方針や施設ごとの方向性（案）の検討
- ② 検討会議において、プロジェクトチームの方針や方向性の内容を踏まえ、修正事項などについて、プロジェクトチームと複数回の調整を行い、庁内案を決定
- ③ 検討委員会において提示された、多角的な視点からの意見を踏まえて、庁内案の内容を修正し、方向性案を決定
- ④ 今後は、平成26（2014）年10月に公表した中間案をたたき台として、地域住民のみなさんとの意見交換会などにおける意見を参考に、施設ごとの方向性を整理



コミュニティ圏域施設について

ここでは、Run の取組みの一つである運営主体の適正化に関して、コミュニティ圏域施設の今後の方針を整理しています。

なお、コミュニティ圏域施設とは、自治会や大字区などが実質的に管理している施設や、利用の状況（利用者、稼働率、収支の状況、利用者負担など）から、コミュニティ圏域内の住民の利用が主体と判断される施設を指しています。

＜コミュニティ圏域施設の最適化の方針＞

- ① 実質的にコミュニティ圏域で管理運営されている施設は譲渡する。
- ② 利用の状況から、コミュニティ圏域内の住民の利用が主体であると判断される施設については、地域への譲渡を進め、譲渡先がない場合は廃止する（地区市民センターを除く）。
- ③ コミュニティ圏域を超えた利用が含まれている場合、支所圏域施設又は全市域施設に機能移転（複合化）する。
- ④ 耐震性が無い施設については、耐震化などにかかる費用を勘案し、地域と協議のうえ決定する。

第1節 用途別の総量目標と目標達成に向けた方針

表 対象施設の方向性と用途別目標及び用途別基本方針①

施設用途類型		地区	施設名称	延床面積	建築年度	耐震性	施設ごとの方向性	現在の用途別面積	用途別縮減目標	目標達成後の用途別面積	
大分類	中分類										
行政系施設	庁舎	上	本庁舎	11,027㎡	1964年度	無	縮小(移転) (北庁舎解体分)	22,034㎡	67%	7,234㎡	
		伊	伊賀支所庁舎	1,944㎡	1961年度	無	複合化				
		島	島ヶ原支所庁舎	1,357㎡	1978年度	有	複合化				
		阿	阿山支所庁舎	3,107㎡	1980年度	有	複合化				
		大	大山田支所庁舎	1,702㎡	1965年度	無	複合化				
		青	青山支所庁舎	2,898㎡	1974年度	無	複合化				
		用途別の基本方針									
	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎は、行政機能の確保・効率性の向上のため「伊賀市庁舎整備計画」に基づき移転し、南庁舎は他用途での活用を検討する。 ・耐震性を満たす支所庁舎は、他施設からの機能移転を図る。 ・耐震性が低く、老朽化している支所庁舎は、周辺施設への機能移転又は適正規模で建替え、複合化を図る。 										
	消防施設	上	消防本部・中消防署	2,075㎡	1981年度	有	縮小(移転)	6,543㎡	38%	4,043㎡	
		上	中消防署・西分署	1,131㎡	2005年度	有	継続				
		上	南消防署・丸山分署	1,007㎡	2001年度	有	継続				
		伊	東消防署	475㎡	1980年度	有	複合化				
		島	中消防署・島ヶ原分署	275㎡	1986年度	有	継続				
		阿	東消防署・阿山分署	400㎡	1980年度	有	複合化				
		大	東消防署・大山田分署	536㎡	1999年度	有	継続				
		青	南消防署	645㎡	1979年度	有	継続				
	用途別の基本方針										
	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部については「消防庁舎移転計画」に基づき移転する。 ・平成37(2025)年までの救急需要の増加に対応して機能強化をするとともに、以降の需要減少に備え効率化を図る。 										
	学校教育施設	小学校	上	上野東小学校	9,278㎡	2006年度	有	校区再編計画に基づく適正な規模と配置を検討する	109,054㎡	30%	76,054㎡
			上	上野西小学校	7,173㎡	1995年度	有				
上			久米小学校	4,585㎡	2002年度	有					
上			花之木小学校	2,310㎡	1985年度	有					
上			長田小学校	2,360㎡	1984年度	有					
上			新居小学校	3,160㎡	1967年度	有					
上			三田小学校	2,454㎡	1986年度	有					
上			府中小学校	3,095㎡	1984年度	有					
上			中瀬小学校 ※7	2,759㎡	1973年度	有					
上			友生小学校	9,673㎡	2005年度	有					
上			猪田小学校	2,418㎡	1975年度	有					
上			花垣小学校	2,288㎡	1978年度	有					
上			依那古小学校	3,005㎡	1978年度	有					
上			比自岐小学校	2,062㎡	休校中						
上			神戸小学校	2,763㎡	1980年度	有					
上			古山小学校	2,316㎡	1986年度	有					
伊			柘植小学校	6,281㎡	1977年度	有					
伊			西柘植小学校	4,099㎡	1973年度	無					
伊			壬生野小学校	5,575㎡	1968年度	有					
阿			丸柱小学校	2,694㎡	1974年度	有					
阿			河合小学校	5,206㎡	1965年度	無					
阿			玉瀧小学校	3,957㎡	1985年度	有					
阿			蕪田小学校	4,090㎡	1989年度	有					
大	大山田小学校	6,639㎡	2004年度	有							
青	青山小学校	8,814㎡	2004年度	有							
用途別の基本方針											
<ul style="list-style-type: none"> ・校区再編計画を策定済の学校については、計画に基づき統合を進める。 ・校区再編計画が未策定の地域については、将来の児童数減少や複式学級の解消を見据えた適正な規模と配置を検討する。 ・再編後の旧小学校については、整備時の補助金や起債による制約などに留意しつつ、他用途への転用や更地にしての売却などの有効活用を検討する。 ・文部科学省の「学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会」による今後の学校施設の複合化の推進の考え方を参考にしつつ、余裕教室や体育館などの有効活用を検討する。 											

※9 中瀬小学校は、平成25(2013)年度に耐震改修を実施しました。

表 対象施設の方向性と用途別目標及び用途別基本方針②

施設用途類型		地区	施設名称	延床面積	建築年度	耐震性	施設ごとの方向性	現在の用途別面積	用途別縮減目標	目標達成後の用途別面積	
大分類	中分類										
学校教育施設	中学校	上	崇広中学校	8,148㎡	1999年度	有	校区再編計画に基づく適正な規模と配置を検討する	77,774㎡	18%	63,774㎡	
		上	緑ヶ丘中学校	6,718㎡	1974年度	有					
		上	城東中学校	8,015㎡	2008年度	有					
		上	上野南中学校	7,177㎡	2011年度	有					
		上	丸山中学校	3,979㎡	用途廃止済み						
		上	成和中学校	4,377㎡	用途廃止済み						
		伊	柘植中学校	5,688㎡	1982年度	有					
		伊	霊峰中学校	6,149㎡	1977年度	有					
		島	島ヶ原小・中学校	7,449㎡	2004年度	有					
		阿	阿山中学校	6,488㎡	1973年度	有					
		大	大山田中学校	5,462㎡	1969年度	有					
		青	青山中学校	8,124㎡	1983年度	有					
	用途別の基本方針										
	<ul style="list-style-type: none"> ・校区再編計画を策定済の学校については、計画に基づき統合を進める。 ・校区再編計画が未策定の地域については、将来の生徒数減少を見据えた適正な規模と配置を検討する。 ・再編後の旧中学校については、整備時の補助金や起債による制約などに留意しつつ、他用途への転用や更地にしての売却などの有効活用を検討する。 ・文部科学省の「学校施設と他の公共施設等との複合化検討部会」による今後の学校施設の複合化の推進の考え方を参考にしつつ、余裕教室や体育館などの有効活用を検討する。 										
	給食センター	上	いがつこ給食センター	1,870㎡	2006年度	有	継続	3,018㎡	0%	3,018㎡	
			阿 阿山給食センター	592㎡	1983年度	有	継続				
			大 大山田給食センター	557㎡	1991年度	有	継続				
		用途別の基本方針									
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の運営方式を早急に検討し方向性を決定する。 ・施設の更新にあたっては、PFIなど民間資本による整備手法を検討する。 										
	子育て支援施設	保育所(園)幼稚園	上	佐那具保育所	453㎡	1984年度	有	「保育所のあり方に関する提言書」を基本として、校区再編後を想定した配置とする	16,288㎡	41%	9,588㎡
上			猪田保育所	397㎡	1992年度	有					
上			比自岐保育所	210㎡	1989年度	有					
上			依那古保育所	635㎡	1982年度	有					
上			依那古第2保育所	510㎡	1975年度	有					
上			神戸保育所	543㎡	1986年度	有					
上			諏訪保育所	213㎡	1991年度	有					
上			しろなみ保育所 ※8	869㎡	H26建替え						
上			新居保育所	521㎡	1997年度	有					
伊			柘植保育園	722㎡	1983年度	有					
伊			柘植第2保育園	930㎡	1989年度	有					
伊			西柘植保育園	889㎡	1982年度	有					
伊			王生野保育園	737㎡	1975年度	無					
伊			希望ヶ丘保育園	818㎡	1994年度	有					
島			島ヶ原保育園	788㎡	1983年度	有					
阿			あやま保育所	1,227㎡	1996年度	有					
阿			ともだ保育所	627㎡	1988年度	有					
阿			たまたき保育所	685㎡	1992年度	有					
阿			まるばしら保育所	608㎡	1995年度	有					
大			大山田保育園	1,397㎡	2006年度	有					
大	大山田東保育園	398㎡	用途廃止済み								
青	さくら保育園	2,111㎡	2003年度	有							
上	桃青の丘幼稚園	1,545㎡	2009年度	有	継続	1,545㎡	0%	1,545㎡			
用途別の基本方針											
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、公立保育所(園)が22園、私立保育園が14園あり、私立保育園と連携した保育サービスのあり方を検討する。 ・今後は、「保育所のあり方に関する提言書」を基本として、「校区再編後」を想定した配置とする。 ・園児数10人が保育所(園)の統廃合を検討する際の目安となっていることから、将来の園児数の動向を加味しつつ規模の適正化を検討する必要があります。 ・再編後の旧保育所(園)については、整備時の補助金や起債による制約などに留意しつつ、他用途への転用や更地にしての貸付や売却などの有効活用を検討する。 ・桃青の丘幼稚園は、唯一の公立幼稚園として継続して配置する。 											

※10 しろなみ保育所は、平成26(2014)年9月に建替えました。

表 対象施設の方向性と用途別目標及び用途別基本方針③

施設用途類型		地区	施設名称	延床面積	建築年度	耐震性	施設ごとの方向性	現在の用途別面積	用途別縮減目標	目標達成後の用途別面積	
大分類	中分類										
子育て支援施設	放課後児童クラブ	上	放課後児童クラブ キッズうえの	151㎡	2000年度	有	継続	1,670㎡	6%	1,570㎡	
		上	放課後児童クラブ フレンズうえの	131㎡	1996年度	有	継続				
		上	放課後児童クラブ 第2フレンズうえの	146㎡	2008年度	有	継続				
		上	放課後児童クラブ ウイングうえの	145㎡	2000年度	有	継続				
		上	放課後児童クラブ ふたば	219㎡	2011年度	有	継続				
		上	放課後児童クラブ 風の丘	176㎡	2005年度	有	継続				
		上	放課後児童クラブ 第2風の丘	126㎡	2008年度	有	継続				
		上	中瀬放課後児童クラブ スパワールド	94㎡	1974年度	無	継続				
		伊	壬生野放課後児童クラブ	40㎡	2001年度	有	複合化				
		伊	柘植放課後児童クラブ	45㎡	2004年度	無	複合化				
		島	島ヶ原放課後児童クラブ	42㎡	2004年度	有	複合化				
		阿	河合小学校区 放課後児童クラブ 「ポップコーン」	80㎡	1965年度	無	継続				
		大	放課後児童クラブ 「あつとほうむ」	154㎡	2004年度	有	継続				
		青	放課後児童クラブ 「げんきクラブ」	120㎡	2007年度	有	継続				
	用途別の基本方針										
	<ul style="list-style-type: none"> ・需要の増加に対応して配置するが、中長期的な児童数の減少を見据えた施設の整備を行う。 ・今後新設する場合を含め、小学校の空き教室・地区市民センターなど周辺の既存施設の活用による複合化を進める。 										
	子育て支援施設	上	ハイトピア伊賀 公共公益施設(4階) 子育て包括支援センター	76㎡	2011年度	有	継続	354㎡	0%	354㎡	
上		病児・病後児保育室 (くまさんルーム)	77㎡	2000年度	有	複合化					
大		大山田 子育て支援センター	202㎡	2006年度	有	継続					
用途別の基本方針											
<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育室は、周辺の既存施設への機能移転を進める。 ・現行の使用料の見直しや受益者負担の適正化を検討する。 											
社会教育系施設	社会教育系施設	上	ハイトピア伊賀 公共公益施設(5階) 生涯学習センター	1,385㎡	2011年度	有	継続	5,522㎡	13%	4,822㎡	
		上	栄楽館	518㎡	1993年度	無	縮小				
		上	交流研修センター	733㎡	1989年度	有	縮小				
		上	教育研究センター	2,747㎡	1983年度	有	継続				
		青	初瀬街道交流の館 「たわらや」	140㎡	2005年度	有	複合化				
	用途別の基本方針										
<ul style="list-style-type: none"> ・他の施設で実施可能な施設については、周辺施設に機能移転する。 ・現行の使用料の見直しや受益者負担の適正化を検討する。 ・交流研修センターは、三田地区市民センターに用途転用する。 ・栄楽館は、文化財指定後、入交家住宅などの観光施設と一体で有効活用を図る。 											
図書館	上	上野図書館	1,679㎡	1984年度	有	複合化	1,679㎡	0%	1,679㎡		
	用途別の基本方針										
<ul style="list-style-type: none"> ・市の中央図書館として継続配置する。 											

表 対象施設の方向性と用途別目標及び用途別基本方針④

施設用途類型		地区	施設名称	延床面積	建築年度	耐震性	施設ごとの方向性	現在の用途別面積	用途別縮減目標	目標達成後の用途別面積
大分類	中分類									
スポーツ施設	スポーツ施設	上	上野運動公園 スポーツセンター	481㎡	1993年度	有	縮小	15,035㎡	52%	7,235㎡
		上	上野運動公園体育館	1,993㎡	1980年度	無	縮小			
		上	伊賀上野武道館	1,472㎡	1983年度	有	縮小			
		阿	阿山B&G海洋センター	2,654㎡	1989年度	有	継続			
		阿	阿山第1運動公園 (屋内ゲートボール)	1,452㎡	1995年度	有	継続			
		大	大山田B&G 海洋センター	2,594㎡	1988年度	有	継続			
		大	大山田東体育館	923㎡	1994年度	有	縮小			
		青	北部公園体育館	624㎡	1961年度	無	一部縮小			
		青	青山高尾体育館	741㎡	1988年度	有	縮小			
		青	青山児童屋内体育施設	572㎡	1981年度	無	縮小			
		青	青山上津体育館	742㎡	1984年度	有	縮小			
		青	青山博愛体育館	787㎡	1977年度	無	縮小			
		用途別の基本方針								
<ul style="list-style-type: none"> ・安全性に大きな課題のないコミュニティ圏域の体育館については、譲渡又は貸付売却する。安全性に課題のある施設は、廃止に向けた検討を行う。 ・指定管理者制度を活用している施設については、利用実態に応じて適宜契約の見直しを検討する。 ・現行の使用料または減免利用の見直しを図り、受益者負担の適正化を検討する。 ・施設の更新にあたっては、PFIなど民間資本による整備手法などを検討する。 ・老朽化している上野運動公園体育館や弓道場などは、旧上野商業高校の体育館へ移転する。 ・老朽化しているものの、利用が多い北部公園体育館は、規模適正化による再配置などを検討する。 										
スポーツレクリエーション施設	スポーツレクリエーション施設	上	上野運動公園プール	0㎡	-	-	縮小	1,373㎡	7%	1,273㎡
		上	上野運動公園 テニスコート	36㎡	-	-	縮小			
		上	ゆめが丘テニスコート	0㎡	-	-	継続			
		上	上野緑ヶ丘テニスコート	0㎡	-	-	縮小			
		青	青山テニスコート	0㎡	-	-	複合化			
		上	ゆめが丘多目的広場	121㎡	2000年度	有	継続			
		上	上野運動公園競技場	398㎡	1998年度	有	継続			
		上	上野運動公園野球場	171㎡	1997年度	有	継続			
		伊	いがまち スポーツセンター	331㎡	1999年度	有	継続			
		島	島ヶ原運動広場	0㎡	-	-	縮小			
		大	大山田せせらぎ運動公園	100㎡	1981年度	無	縮小			
		大	大山田東グラウンド	0㎡	-	-	縮小			
		阿	阿山第2運動公園	0㎡	-	-	継続			
		青	青山グラウンド	216㎡	1997年度	有	継続			
		青	青山高尾グラウンド	0㎡	-	-	縮小			
青	青山上津グラウンド	0㎡	-	-	縮小					
青	青山博愛グラウンド	0㎡	-	-	縮小					
青	青山矢持グラウンド	0㎡	-	-	縮小					
用途別の基本方針										
<ul style="list-style-type: none"> ・機能別に利用圏域区分による施設の位置づけを明確にするとともに、近隣施設の状況、市全体のバランス、民間の類似施設のバランス、利用状況、老朽度などを総合的に検討し、機能移転など適正配置を図る。 ・地域の利用者に限定されているコミュニティ圏域のグラウンドについては、公の施設としての用途を廃止のうえ、譲渡又は貸付売却する。 ・市内に複数あるテニスコートやグラウンドなどは、学校開放による施設利用を視野に入れ、機能ごとに今後のあり方を検討する。 										
観光レクリエーション施設	観光レクリエーション施設	上	だんじり会館	1,499㎡	1989年度	有	縮小	3,767㎡	72%	1,067㎡
		上	伊賀・信楽古陶館	211㎡	1977年度	無	複合化			
		上	岩倉峡公園	248㎡	1992年度	有	一部縮小			
		阿	伊賀焼伝統産業会館	483㎡	1990年度	有	継続			
		阿	阿山ふるさとの森	937㎡	1995年度	有	縮小			
		青	青山ハーモニー フォレスト	389㎡	2005年度	有	継続			
用途別の基本方針										
<ul style="list-style-type: none"> ・収益性向上や多様な活用が見込める施設については、施設の譲渡を含め民営化を進める。 ・耐震性が無く、老朽化している施設については、他施設への機能移転を検討する。 ・来館者数の増加に向けた取組みや、現行の使用料の見直しを図り、受益者負担の適正化を検討する。 ・上野地区の観光施設については、文化施設との連携による回遊性の向上など、周辺施設と一体で観光戦略を検討する。 										
商業施設	商業施設	阿	道の駅あやま (阿山交流促進施設)	951㎡	2003年度	有	継続	8,854㎡	81%	1,654㎡
		伊	道の駅いが 伊賀サービスエリア	680㎡	2005年度	有	継続			
		島	島ヶ原ふれあいの里	4,056㎡	1994年度	有	縮小			
		大	伊賀の国大山田温泉	3,167㎡	1998年度	有	縮小			
用途別の基本方針										
<ul style="list-style-type: none"> ・収益性向上や多様な活用が見込める施設については、施設の譲渡を含め民営化を進める。 										

表 対象施設の用途類型ごとの総量目標と達成に向けた方針⑤

施設用途類型		地区	施設名称	延床面積	建築年度	耐震性	施設ごとの方向性	現在の用途別面積	用途別縮減目標	目標達成後の用途別面積	
大分類	中分類										
保健福祉施設	社会福祉施設	上	上野ふれあいプラザ	8,181㎡	1977年度	有	一部縮小	9,824㎡	79%	2,024㎡	
		伊	下柘植かがやきの郷	362㎡	2003年度	有	縮小				
		伊	希望ヶ丘生きがいセンター	303㎡	2001年度	有	縮小				
		伊	壬生野福祉ふれあいセンター	372㎡	2001年度	有	縮小				
		阿	鞆田地区介護予防拠点施設	299㎡	2003年度	有	縮小				
		青	矢持介護予防センター	307㎡	1980年度	無	縮小				
		用途別の基本方針									
	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ圏域施設については、地元への譲渡を進める。 ・老朽化している上野ふれあいプラザは、1階部分を商業施設として利用するが、2階部分が新庁舎の整備に伴う機能移転を図ることから、規模適正化による建替を検討する。 										
	高齢者福祉施設	上	ふくじゅえん高齢者ふくし相談室	112㎡	1995年度	有	縮小	6,824㎡	88%	824㎡	
		伊	新堂元気老人ステーション	297㎡	2004年度	有	縮小				
		島	島ヶ原老人福祉センター	1,638㎡	1994年度	有	縮小				
		大	大山田福祉センター	821㎡	2003年度	有	複合化				
		大	伊賀の国大山田温泉屋根付ゲートボール場「こころの丘」	1,972㎡	2002年度	有	縮小				
		大	伊賀の国大山田温泉ふれあいプラザさるびの	141㎡	2000年度	有	縮小				
		青	青山福祉センター	1,842㎡	2000年度	有	複合化				
	用途別の基本方針										
	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ圏域施設については、地元への譲渡を進める。 ・福祉センターは、社会福祉法人によるデイサービス事業などが中心で、行政目的での使用が少ないことから、廃止又は周辺施設からの機能移転を図る。 ・収益性向上や多様な活用が見込める施設については、民間への貸付売却を進める。 ・現行の使用料の見直しや受益者負担の適正化を検討する。 										
	障がい者福祉施設	上	盲人ホーム	302㎡	1994年度	有	継続	1,486㎡	81%	286㎡	
		伊	伊賀ホームほほえみ	195㎡	2002年度	無	縮小				
		阿	阿山ホームかざぐるま	197㎡	2006年度	有	縮小				
		伊	きらめき工房いが	475㎡	2000年度	有	縮小				
		青	きらめき工房あおやま	318㎡	2004年度	有	縮小				
	用途別の基本方針										
<ul style="list-style-type: none"> ・民間で同様のサービスが拡充されていることを踏まえ、現在の利用者に対するサービスの継続性に配慮しながら、施設を譲渡のうえ、民営化を図る。 											
保健施設	上	ハイトピア伊賀公共公益施設(4階)保健センター	1,134㎡	2011年度	有	継続	11,154㎡	13%	9,754㎡		
	上	健診センター	2,090㎡	2006年度	有	継続					
	伊	いがまち保健福祉センター	3,537㎡	1997年度	有	継続					
	阿	阿山保健福祉センター	3,042㎡	1999年度	有	複合化					
	青	青山保健センター	1,350㎡	2004年度	有	複合化					
用途別の基本方針											
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺施設の機能の複合化又は周辺施設への移転を進める。 ・現行の使用料または減免利用の見直しを図り、受益者負担の適正化を検討する。 											
診療所	大	山田診療所(大山田保健センター)	1,056㎡	1992年度	有	継続	1,539㎡	0%	1,539㎡		
	大	阿波診療所	400㎡	1977年度	無	継続					
	青	霧生診療所	83㎡	1994年度	有	継続					
用途別の基本方針											
<ul style="list-style-type: none"> ・今後の利用実態や周辺の医療施設の状況に基づき、配置を検討する。 ・老朽化が進行した施設は、規模適正化による建替えや他施設への移転を検討する。 											

表 対象施設の用途類型ごとの総量目標と達成に向けた方針⑥

施設用途類型		地区	施設名称	延床面積	建築年度	耐震性	施設ごとの方向性	現在の用途別面積	用途別縮減目標	目標達成後の用途別面積
大分類	中分類									
公営住宅	公営住宅	上	車坂（北）団地	158㎡	1956年度	無	「伊賀市公営住宅等長寿命化計画」に基づく建替えや改修、集約化などを実施する	36,697㎡	49%	18,897㎡
		上	車坂（南）団地	224㎡	1960年度	無				
		上	緑ヶ丘中町（北）団地	746㎡	1956年度	無				
		上	緑ヶ丘中町（南）団地	2,152㎡	1957年度	無				
		上	緑ヶ丘南町団地	1,274㎡	1961年度	無				
		上	緑ヶ丘東町団地	1,513㎡	1961年度	無				
		上	三田団地	1,760㎡	1965年度	無				
		上	城ヶ丘団地	1,984㎡	1967年度	無				
		上	上之庄団地	2,902㎡	1968年度	一部有				
		上	荒木団地	3,744㎡	1970年度	一部有				
		上	木根団地	1,851㎡	1974年度	一部有				
		上	八幡町簡平団地	3,869㎡	1962年度	無				
		上	久米町団地	124㎡	1967年度	無				
		上	久米子安団地	789㎡	1983年度	有				
		上	寺田団地	450㎡	1970年度	一部有				
		上	下郡団地	707㎡	1971年度	一部有				
		上	天神橋団地	1,071㎡	1986年度	有				
		上	坂之西団地	657㎡	1990年度	有				
		伊	丸内団地	842㎡	1979年度	一部有				
		島	島ヶ原団地	1,260㎡	1998年度	有				
		阿	河合団地	1,322㎡	2004年度	有				
		阿	馬場小倉団地	138㎡	1955年度	無				
		阿	中友田団地	183㎡	1955年度	無				
		阿	玉瀧団地	65㎡	1962年度	無				
		阿	槇山団地	146㎡	1955年度	無				
		阿	丸柱団地	576㎡	1955年度	無				
		大	野下団地	768㎡	1971年度	無				
		青	上ノ代第2団地	734㎡	1968年度	無				
	青	宝楽山第3団地	734㎡	1967年度	無					
	青	宝楽山第4団地	821㎡	1975年度	無					
	青	西が森団地	170㎡	1970年度	無					
	青	沢代団地	1,404㎡	1981年度	有					
	青	松尾団地	543㎡	1990年度	有					
青	下川原団地	1,016㎡	2005年度	有						
用途別の基本方針										
<ul style="list-style-type: none"> 耐震性能が低く、老朽化している住宅については、安全性の向上のため早期に住宅を集約し、将来需要に基づく適正な住宅供給量を前提として再配置を進める。 伊賀市公営住宅等長寿命化計画（平成25（2013）年3月）に基づく改築や改修、廃止などを実施する。 「やはたまちづくり計画」との整合を図りながら、住宅の多くが集中している八幡地区周辺の整備を優先する。 施設の更新にあたっては、民間住宅の借上げやPFIなど事業のソフト化も含め検討する。 										
公営住宅	改良住宅	上	久米団地	1,260㎡	1972年度	有	「伊賀市公営住宅等長寿命化計画」に基づく建替えや改修、集約化などを実施する	42,462㎡	8%	39,062㎡
		上	上之丘団地	4,708㎡	1971年度	有				
		上	西手団地	6,795㎡	1971年度	一部有				
		上	西之平団地	16,450㎡	1975年度	一部有				
		上	さつき団地	3,398㎡	1970年度	有				
		伊	石ヶ畑団地	539㎡	1981年度	無				
		伊	大土団地	6,616㎡	1970年度	有				
		伊	上柘植団地	2,169㎡	1986年度	有				
青	城山団地	527㎡	1996年度	有						
用途別の基本方針										
<ul style="list-style-type: none"> 住宅地区改良法などの趣旨から、原則として継続して配置する。 										

表 対象施設の用途類型ごとの総量目標と達成に向けた方針⑦

施設用途類型		地区	施設名称	延床面積	建築年度	耐震性	施設ごとの方向性	現在の用途別面積	用途別縮減目標	目標達成後の用途別面積					
大分類	中分類														
市民文化系施設	地区市民センター	上	上野東部地区 市民センター兼公民館	335㎡	1982年度	有	縮小(移転)	17,454㎡	35%	11,354㎡					
		上	上野西部地区 市民センター兼公民館	339㎡	1990年度	有	継続								
		上	上野南部地区 市民センター兼公民館	330㎡	1985年度	有	継続								
		上	小田地区 市民センター兼公民館	456㎡	1995年度	有	継続								
		上	久米地区 市民センター兼公民館	365㎡	1997年度	有	継続								
		上	花之木地区 市民センター兼公民館	352㎡	1975年度	有	継続								
		上	長田地区 市民センター兼公民館	283㎡	1983年度	有	継続								
		上	新居地区 市民センター兼公民館	465㎡	2002年度	有	継続								
		上	三田地区 市民センター兼公民館	238㎡	1980年度	無	縮小(移転)								
		上	諏訪地区 市民センター兼公民館	296㎡	1988年度	有	継続								
		上	府中地区 市民センター兼公民館	331㎡	1989年度	有	継続								
		上	中瀬地区 市民センター兼公民館	232㎡	1982年度	有	継続								
		上	友生地区 市民センター兼公民館	352㎡	1989年度	有	継続								
		上	猪田地区 市民センター兼公民館	328㎡	1992年度	有	継続								
		上	依那古地区 市民センター兼公民館	300㎡	1987年度	有	継続								
		上	比自岐地区 市民センター兼公民館	323㎡	1985年度	有	継続								
		上	きじが台地区 市民センター兼公民館	418㎡	2010年度	有	継続								
		上	神戸地区 市民センター兼公民館	330㎡	1988年度	有	継続								
		上	古山地区 市民センター兼公民館	273㎡	1974年度	有	継続								
		上	花垣地区 市民センター兼公民館	285㎡	1985年度	有	継続								
		上	ゆめが丘地区 市民センター兼公民館	622㎡	2010年度	有	継続								
		伊	柘植地区市民センター	386㎡	2009年度	有	継続								
		伊	西柘植地区市民センター	575㎡	1971年度	無	複合化								
		伊	壬生野地区市民センター	416㎡	2008年度	有	継続								
		島	島ヶ原地区市民センター	688㎡	1992年度	有	複合化								
		阿	河合地区市民センター	467㎡	1980年度	無	複合化								
		阿	鞆田地区市民センター	370㎡	2009年度	有	継続								
		阿	玉滝・内保 高齢者活動センター	380㎡	1997年度	有	継続								
		阿	丸柱山村 活性化支援センター	332㎡	1994年度	有	継続								
		大	山田地区市民センター	245㎡	1971年度	無	複合化								
		大	布引地区市民センター	239㎡	2009年度	有	継続								
		大	阿波地区市民センター	420㎡	2007年度	有	継続								
		青	阿保地区市民センター	154㎡	1987年度	有	複合化								
		青	矢持地区市民センター	1,573㎡	1976年度	無	一部縮小								
		青	桐ヶ丘地区市民センター	424㎡	1987年度	有	継続								
		青	高尾地区市民センター	321㎡	1982年度	有	継続								
		青	上津地区市民センター	486㎡	1981年度	有	継続								
		青	博要地区市民センター	338㎡	1981年度	有	継続								
		青	旧 博要地区 市民センター	862㎡	用途廃止済み		縮小								
		青	旧 高尾地区 市民センター	1,528㎡	用途廃止済み		縮小								
		用途別の基本方針													
		<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例に基づき、地域振興の拠点施設として継続配置する。 第三次整備計画に基づく施設の整備にあたっては、周辺の既存施設の活用を原則とし、建替えを行う場合は将来の需要を加味して適正な規模で整備を進める。 類似施設(集会機能を有する施設)とあわせて今後のあり方を検討する。 地域の実情にも配慮しつつ、建替え時期に隣保館との複合化についても検討する。 移転や建替え後の施設は、他用途への転用や更地にしての貸付や売却などの有効活用を検討する。 上野東部地区市民センターは、旧上野商業高校へ移転を計画している。 三田地区市民センターは、交流研修センターの建物を用途転用し利用する。 													
		ホール	上	伊賀市文化会館	5,326㎡	1991年度	有				継続	13,517㎡	10%	12,117㎡	
伊	ふるさと会館いが		2,842㎡	1994年度	有	複合化									
阿	あやま文化センター		3,098㎡	2004年度	有	一部縮小									
青	青山ホール		2,251㎡	1994年度	有	継続									
用途別の基本方針															
<ul style="list-style-type: none"> 稼働率の向上と維持管理経費の節減のため、ホール機能の集約化を図る。 ホール機能を廃止する施設については、周辺施設の複合化又は他施設への機能移転を図る。 															

表 対象施設の用途類型ごとの総量目標と達成に向けた方針⑧

施設用途類型		地区	施設名称	延床面積	建築年度	耐震性	施設ごとの方向性	現在の用途別面積	用途別縮減目標	目標達成後の用途別面積	
大分類	中分類										
市民文化系施設	公民館 その他集会施設	上	中央公民館	556㎡	用途廃止済み		縮小	9,384㎡	81%	1,784㎡	
		上	勤労者福祉会館	792㎡	1970年度	無	複合化				
		上	農村ふれあいセンター	405㎡	1998年度	有	縮小				
		上	ゆめほりすセンター	1,149㎡	1997年度	有	継続				
		伊	いがまち公民館	935㎡	1971年度	無	複合化				
		伊	柘植公民館	897㎡	1958年度	無	複合化				
		大	大山田農村環境改善センター	1,490㎡	1982年度	無	複合化				
		大	大山田公民館	591㎡	2001年度	有	複合化				
		青	青山公民館	1,321㎡	1974年度	無	複合化				
		島	島ヶ原会館	1,249㎡	1971年度	無	複合化				
	用途別の基本方針										
	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化し耐震性能の低い施設については、利用状況をふまえて廃止又は周辺施設への機能移転による複合化などを図る。 ・類似施設（集会機能を有する施設）とあわせて今後のあり方を検討する。 ・現行の使用料または減免利用の見直しを図り、受益者負担の適正化を検討する。 ・島ヶ原会館は耐震改修を行い、周辺施設の機能移転を図る。 										
		生活館 市民館 集会施設 など	上	ハイトピア伊賀 公共公益施設(4階) 男女共同参画センター	1,385㎡	2011年度	有	継続	9,510㎡	21%	7,510㎡
	上		木興町市民館	198㎡	1980年度	有	継続				
	上		久米町ふれあい会館	130㎡	1994年度	有	縮小				
	上		久米町市民館	132㎡	1978年度	有	継続				
	上		八幡町市民館	972㎡	1972年度	無	継続				
	上		八幡教育集会所	132㎡	1975年度	無	継続				
	上		リハビリなかせ	130㎡	1996年度	有	継続				
	上		寺田教育集会所	271㎡	1976年度	無	継続				
	上		寺田公民館	88㎡	1987年度	有	縮小				
	上		寺田市民館	521㎡	1976年度	無	継続				
	上		下郡コミュニティセンター	264㎡	1993年度	有	継続				
	上		下郡市民館	642㎡	1975年度	無	継続				
	上		第1生活館	97㎡	1971年度	無	複合化				
	上		第2生活館	103㎡	1972年度	無	縮小				
上	第3生活館		101㎡	1973年度	無	複合化					
上	第4生活館		100㎡	1977年度	無	複合化					
上	第5生活館		102㎡	1983年度	有	複合化					
上	第6生活館		84㎡	1984年度	有	縮小					
上	しろなみ児童館		615㎡	1970年度	無	複合化					
伊	柘植老人憩いの家		575㎡	1966年度	無	縮小					
伊	まえがわ隣保館	695㎡	1979年度	有	継続						
伊	まえがわ児童館・ 教育集会所	374㎡	1979年度	有	継続						
伊	まえがわ青少年 活動センター	434㎡	1989年度	有	継続						
伊	大土教育集会所	204㎡	1995年度	有	継続						
大	ライトピアおおやまだ	475㎡	1996年度	有	継続						
青	青山文化センター	561㎡	1982年度	有	継続						
青	老川教育集会所	125㎡	1998年度	有	継続						
用途別の基本方針											
<ul style="list-style-type: none"> ・隣保館等については、同和問題の解決を図るため地域の拠点施設として継続して設置する。 ・老朽化している施設については、廃止又は周辺施設への機能移転を図る。 ・コミュニティ圏域の施設については、地域に譲渡する方向で協議する。 ・類似施設（集会機能を有する施設）とあわせて今後のあり方を検討する。 ・地域の実情にも配慮しつつ、建替え時期に地区市民センターとの複合化についても検討する。 ・「やはたまちづくり計画」などの関連計画と整合を図りつつ、施設整備や機能移転などを検討する。 											

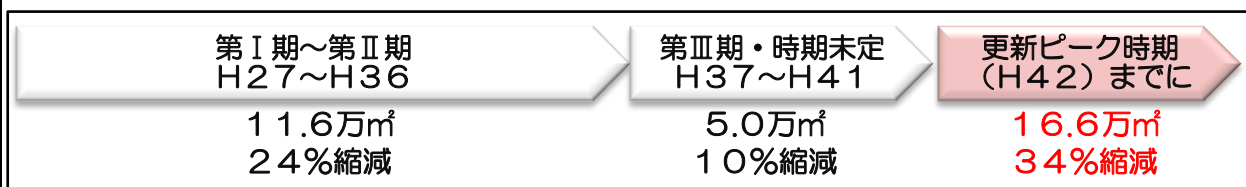
表 対象施設の用途類型ごとの総量目標と達成に向けた方針⑨

施設用途類型		地区	施設名称	延床面積	建築年度	耐震性	施設ごとの方向性	現在の用途別面積	用途別縮減目標	目標達成後の用途別面積				
大分類	中分類													
市民文化系施設	小規模集会施設 多目的集会施設	上	治田ふれあいプラザ	362㎡	2008年度	有	縮小	5,458㎡	100%	0㎡				
		上	大滝ふだば館	115㎡	2004年度	有	縮小							
		阿	下友田多目的集会施設	235㎡	1991年度	有	縮小							
		阿	中友田多目的集会施設	126㎡	1994年度	有	縮小							
		阿	山生田多目的集会施設	116㎡	1994年度	有	縮小							
		阿	阿山ハイツ 小規模多目的集会施設	165㎡	1982年度	有	縮小							
		大	猿野小規模集会施設	203㎡	1996年度	有	縮小							
		大	下阿波小規模集会施設	162㎡	1983年度	有	縮小							
		大	下阿波北山 小規模集会施設	151㎡	1994年度	有	縮小							
		大	下畑小規模集会施設	56㎡	1994年度	有	縮小							
		大	広瀬小規模集会施設	161㎡	1995年度	有	縮小							
		大	甲野小規模集会施設	130㎡	1988年度	有	縮小							
		大	子延小規模集会施設	144㎡	1998年度	有	縮小							
		大	小上野小規模集会施設	91㎡	1985年度	有	縮小							
		大	上阿波小規模集会施設	167㎡	1987年度	有	縮小							
		大	上炊小規模集会施設	43㎡	1990年度	有	縮小							
		大	上中島小規模集会施設	77㎡	1994年度	有	縮小							
		大	須原小規模集会施設	161㎡	1997年度	有	縮小							
		大	千戸小規模集会施設	180㎡	2002年度	有	縮小							
		大	川原小規模集会施設	74㎡	1994年度	有	縮小							
		大	川北小規模集会施設	103㎡	1984年度	有	縮小							
		大	大沢小規模集会施設	199㎡	1993年度	有	縮小							
		大	中町小規模集会施設	70㎡	1989年度	有	縮小							
		大	東出小規模集会施設	131㎡	1990年度	有	縮小							
		大	平田小規模集会施設	58㎡	1988年度	有	縮小							
		青	阿保上区集会施設	131㎡	1993年度	有	縮小							
		青	阿保西区集会施設	377㎡	1997年度	有	縮小							
		青	阿保多目的集会施設	322㎡	1985年度	有	縮小							
		青	桐ヶ丘第二集会所	114㎡	1988年度	有	縮小							
		青	上高尾鈴又集講所	65㎡	1993年度	有	縮小							
		青	寺脇区農林漁家 婦人活動促進施設	131㎡	1996年度	有	縮小							
		青	上津基幹集落センター	402㎡	1976年度	無	縮小							
		青	川上集会所	68㎡	1998年度	有	縮小							
	青	滝区農林漁家 婦人活動促進施設	131㎡	1997年度	有	縮小								
	青	福川公民館	141㎡	2007年度	有	縮小								
	青	霧生広畑多目的集会所	97㎡	1990年度	有	縮小								
	用途別の基本方針													
	<ul style="list-style-type: none"> 「コミュニティー圏域の公共施設」については、地区への譲渡を進める。 譲渡後の施設は、地区に対して施設改修などの補助制度を提供する。 耐震性が無い施設を地域に譲渡する場合は、耐震化などにかかる費用を勘案し地域と協議する。 													
	資料館 記念館	上	養虫庵	268㎡	1993年度	無	継続				3,575㎡	42%	2,075㎡	
		上	芭蕉翁記念館	425㎡	1959年度	無	縮小							
		上	旧小田小学校 本館	274㎡	1975年度	無	継続							
		上	旧崇廣堂	613㎡	1993年度	無	継続							
		上	上野歴史民俗資料館	720㎡	1997年度	有	複合化							
		上	城之越遺跡学習館	226㎡	1995年度	有	継続							
上		入交家住宅	269㎡	2001年度	無	継続								
上		伊賀越資料館 (鍵屋の辻遺跡)	148㎡	1993年度	有	継続								
阿		阿山ふるさと資料館	389㎡	1995年度	有	縮小								
大	大山田郷土資料館	242㎡	1991年度	有	複合化									
用途別の基本方針														
<ul style="list-style-type: none"> 資料館は、複合化を進める。 文化財施設は、来館者の増加又は運営経費の削減により運営の適正化を図る。 今後は、観光施設との連携による回遊性の向上を目指すなど、文化施設については保存から活用の方向性を検討する。 														

表 対象施設の用途類型ごとの総量目標と達成に向けた方針⑩

施設用途類型		地区	施設名称	延床面積	建築年度	耐震性	施設ごとの方向性	現在の用途別面積	用途別縮減目標	目標達成後の用途別面積	
大分類	中分類										
その他施設	供給処理施設	上	浄化センター	4,013㎡	1984年度	有	継続	15,060㎡	73%	4,060㎡	
		上	さくらリサイクルセンター	10,950㎡	2002年度	有	縮小				
		上	不燃物処理場	96㎡	1996年度	有	縮小				
	用途別の基本方針										
	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働期限が定められた施設及び容量の限界を迎える施設は廃止する。 ・さくらリサイクルセンターは、稼働期限である平成32（2020）年以降に廃止を検討する。 										
	その他全市対応施設	上	上野総合市民病院	16,275㎡	1977年度	有	継続	17,274㎡	0%	17,274㎡	
		上	斎苑	999㎡	1989年度	有	継続				
	用途別の基本方針										
	<ul style="list-style-type: none"> ・上野総合市民病院は、地域の医療の確保のため継続とする。 ・斎苑は、市民生活に欠くことのできない施設であり継続とする。 										
	その他一般施設	上	共同浴場しろなみ湯	328㎡	1976年度	無	継続	1,634㎡	67%	534㎡	
		上	環境センター	840㎡	2001年度	有	縮小				
		上	市民農園管理施設	160㎡	1996年度	有	継続				
		上	バイオ燃料センター	66㎡	2009年度	有	継続				
		島	島ヶ原農産物処理加工施設	240㎡	1987年度	有	縮小				
		用途別の基本方針									
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が日常生活を営む上で欠くことのできない施設は、継続して配置する。 ・利用者及び稼働率の少ない施設については、廃止し、必要な機能は民間委託等により確保する。 											
火葬場	上	下郡火葬場	64㎡	1973年度	無	検討	513㎡	0%	513㎡		
	上	寺田火葬場	101㎡	1984年度	有	検討					
	伊	まえばがわ火葬場	140㎡	1990年度	有	検討					
	大	奥馬野火葬場	58㎡	1990年度	有	検討					
	青	北山火葬場	78㎡	1980年度	有	検討					
	青	老川火葬場	71㎡	1978年度	無	検討					
用途別の基本方針											
<ul style="list-style-type: none"> ・個別で対応を検討する。 											
その他		※その他の施設（教員住宅、共同作業所、地下駐車場等）		-	-	-	検討	8,131㎡	37%	5,031㎡	
	用途別の基本方針										
<ul style="list-style-type: none"> ・個別で対応を検討する。 											
全施設合計								48.6万㎡	34%	32万㎡	

図 計画期間別の延床面積縮減量（時期未定の施設は第Ⅲ期に計上している）

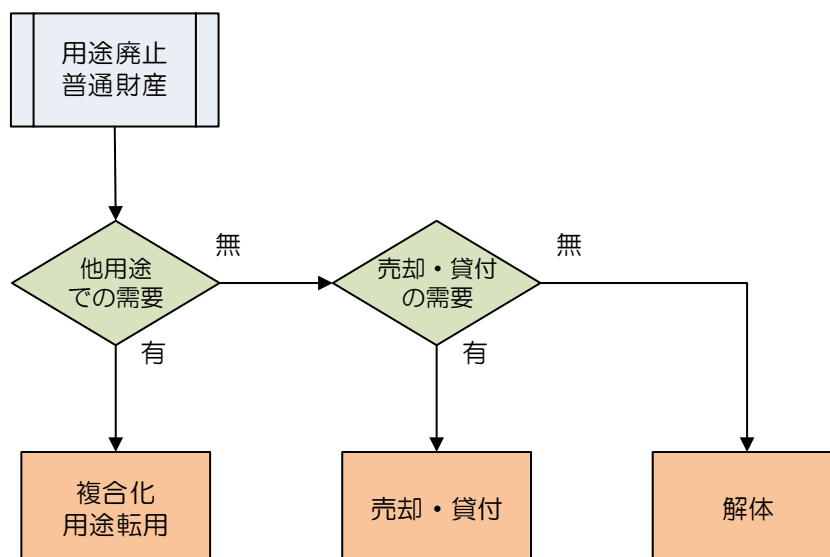


※四捨五入の関係で延床面積の合計や縮減率が一致しない場合があります。

なお、以下の施設については今後対応を検討していく必要があります。

- 最適化方針策定後の調査で新たに判明した5施設（希望ヶ丘コミュニティセンター、菜の舎、富永多目的集会施設など）については、用途別の基本方針に基づき検討していきます。
- 今後新設予定の施設（市役所本庁舎、消防庁舎など）については、新設後に本計画における検討対象としていきます。
- 用途廃止後の施設や普通財産などについては、今後他用途での活用を検討し、活用が見込めない場合には、売却や貸付、解体のうえ更地にして活用方策を検討するなど、個別に検討していきます。解体にあたっては、地方債の充当措置なども視野に入れつつ、財源の確保に努めます。

図 用途廃止後の施設・普通財産などの活用方策の検討イメージ



第2節 最適化計画実施後のすがた

本計画達成の前提条件

本節では、総量目標である延床面積の34%縮減を達成することで、財政面での程度の効果を見込むことができるかを検討していきます。

(1) 今後の公共施設整備費の想定（最適化方針より）

過去の実績から、公共施設の整備に充てられてきた財源（公共施設整備費）は、普通建設事業費の42%となっており、合併後の平成17（2005）年度から平成23（2011）年度には平均33.8億円/年を歳出してきました。

今後は、国からの市町村合併に伴う交付税の段階的な縮小（特例措置）が平成27（2015）年度から始まることで、平成32（2020）年度以降は、合併後の公共施設整備費平均33.8億円/年が平均17億円/年と半分程度まで縮小することを見込んでいます。

<今後の施設整備費（更新可能額）の想定>
 平均17億円/年

図 普通建設事業費における公共施設整備費の推移と割合（最適化方針より）

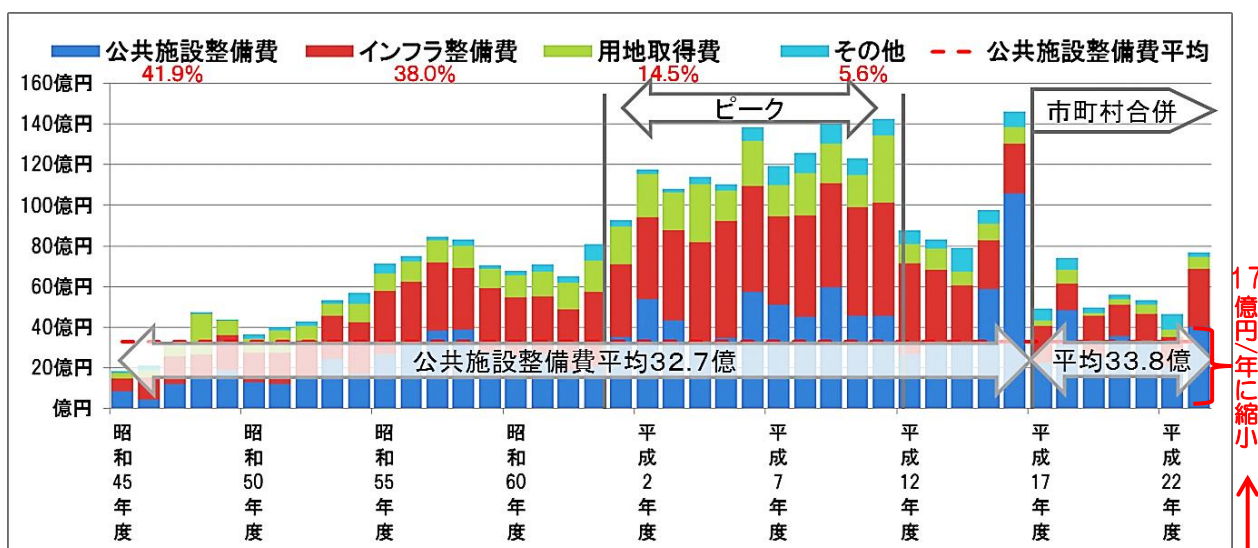
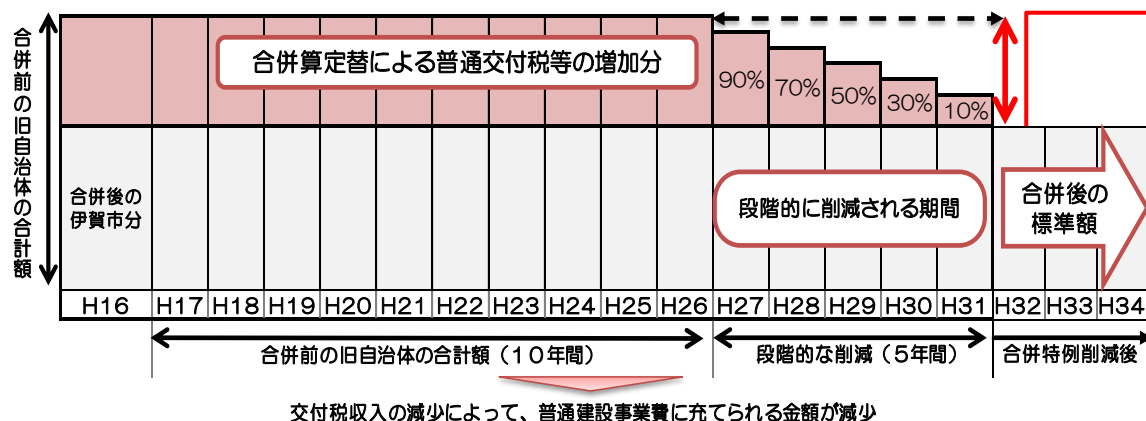


図 交付税の段階的な縮小による交付税収入減少のイメージ



(2) 今後の更新費の不足額の想定

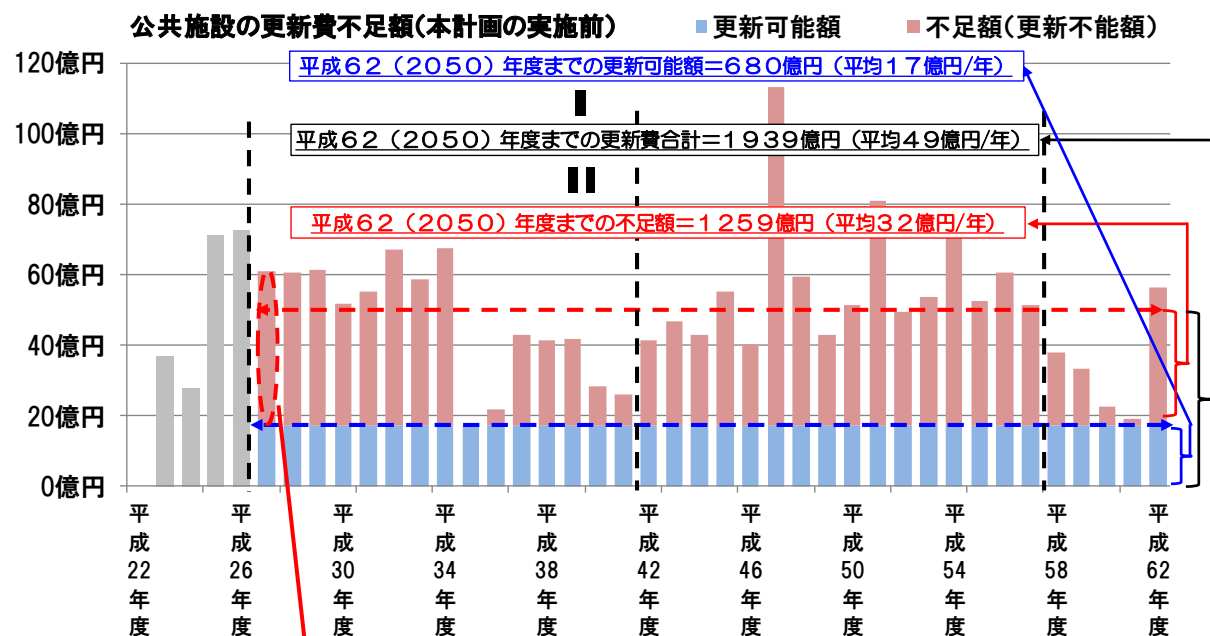
最適化方針では、現在保有している公共施設を全て維持した場合、平成23(2013)年度から平成62(2050)年度までの40年間の更新費の総額を1,939億円(平均49億円/年)^{※11}と推計しています。

この更新費平均49億円/年と前述した更新可能額平均17億円/年を比較すると、平成62(2050)年度までに総額1,259億円(平均32億円/年)の更新費用が不足することが想定されます。このため、全ての施設を維持し続けた場合、単純計算で平成62(2050)年度までに6割以上の施設の更新が困難となります。

施設を全て維持し続けた場合の更新可能な施設の割合

更新可能額17億円/年 ÷ 平成62(2050)年度までの更新費49億円/年 × 100% = 35%

図 平成62(2050)年度までの公共施設更新費の不足額の試算



全ての施設を維持し続けて更新を実施する場合、初年度から更新費が不足！

さらに、平成62(2050)年度までに6割以上の施設の更新が困難に

総量削減を実施し、更新費と維持管理経費の節減を図ることが必要！
⇒節減効果の考え方を次ページ以降に記載

※11 更新費推計や不足額の考え方については、最適化方針の10から11ページに記載しています。
なお、本推計は一般財団法人自治総合センターによる調査報告書の以下の単価に基づき、建築後30年で大規模改修を行い、建築後60年で建替えを行う条件で試算しています。

施設用途	大規模改修	建替え	施設用途	大規模改修	建替え
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡	林・ツ・ワリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡	市営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡	市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡	医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡	産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡	その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

本計画の実施によるピーク時の施設更新費不足の解消について

【総量目標】：建替えピークが始まる平成42（2030）年度までに **34%縮減**

ここでは、総量目標を達成した場合の財政面での効果を検討していきます。具体的には、延床面積縮減による「施設更新費の節減」と「施設維持管理経費の節減」という2つの効果によって不足額を解消していくという考え方をみていきます。なお、本計画では、更新費不足がピークとなる平成42（2030）年度から平成57（2045）年度までの更新費用の平均との比較を行っています。

(1) 建替えピークが始まる平成42（2030）年度までに34%を縮減した場合の更新費の節減効果

建替えピークが始まる平成42（2030）年度から建替えピークが終わる平成57（2045）年度までの更新費を平均55億円/年と推計しており、建替えのピーク時には平均38億円/年の更新費用が不足します。

施設を全て維持し続けた場合のピーク時の更新費の不足額

更新可能額17億円/年－ピーク時の更新費55億円/年＝－38億円/年：(A)

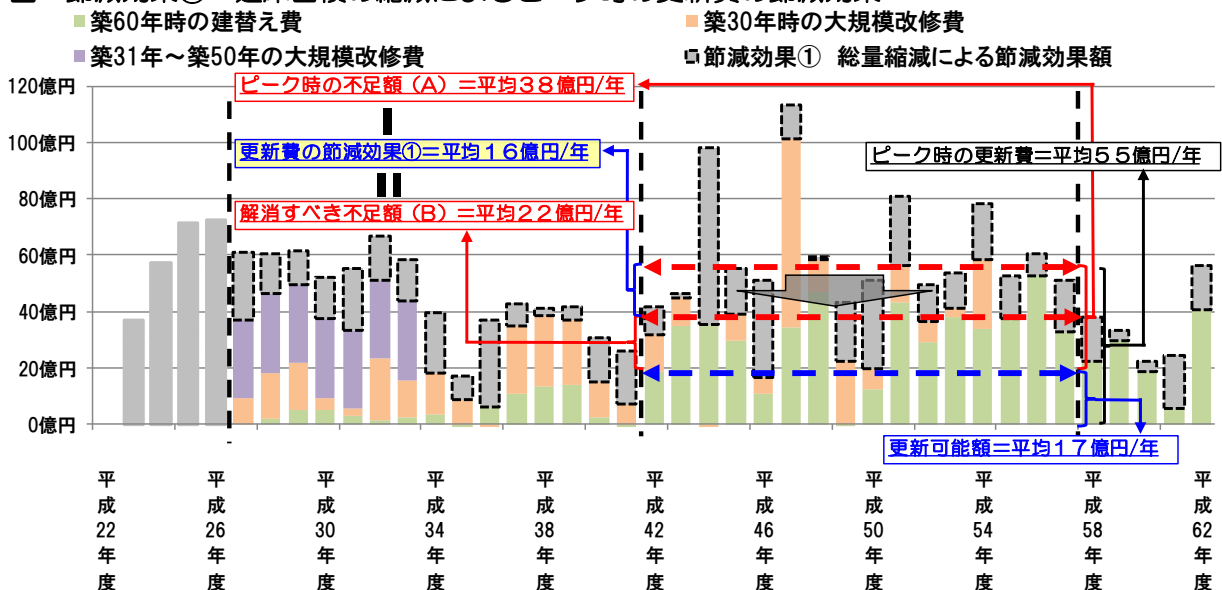
この不足額平均38億円/年に対して、平成27（2015）年度から建替えピークが始まる平成42（2029）年度までに総量目標の延床面積34%を縮減することで、更新費の節減効果が平均16億円/年^{*12}となり、ピーク時の不足額は平均22億円/年へと改善されます。

節減効果① 延床面積34%縮減後のピーク時の更新費の不足額

(A) +更新費の節減効果16億円/年＝－22億円/年：(B)



図 節減効果① 延床面積の縮減によるピーク時の更新費の節減効果



*12 更新費の節減額は、23ページの自治総合センターの単価表に基づき算定しています。

(2) 34%を縮減した場合の第Ⅲ期末時点の維持管理経費の節減効果

平成24（2012）年度に実施した施設調査結果より作成した施設カルテによると、平成21（2009）年度から平成23（2011）年度までの施設の年間の維持管理経費（収入から光熱水費、委託料、人件費などを差し引いた収支）が平均46億円/年（平均1万円/㎡^{*13}）かかっていることが分かります。総量目標に基づく施設の延床面積縮減を実施することで、対象施設にかかる維持管理経費の節減効果が平均19億円/年になります。これまでにみてきた解消すべき不足額（平均-22億円/年）に対して施設の維持管理経費の節減分を充てる場合の節減効果を検討していきます。

節減効果② 延床面積34%縮減後の維持管理経費の不足額

$$(B) + \text{延床面積縮減による経費節減額 } 19 \text{ 億円/年} = -3 \text{ 億円/年} : (C)$$

図 節減効果② 第Ⅲ期末時点の維持管理経費の節減効果

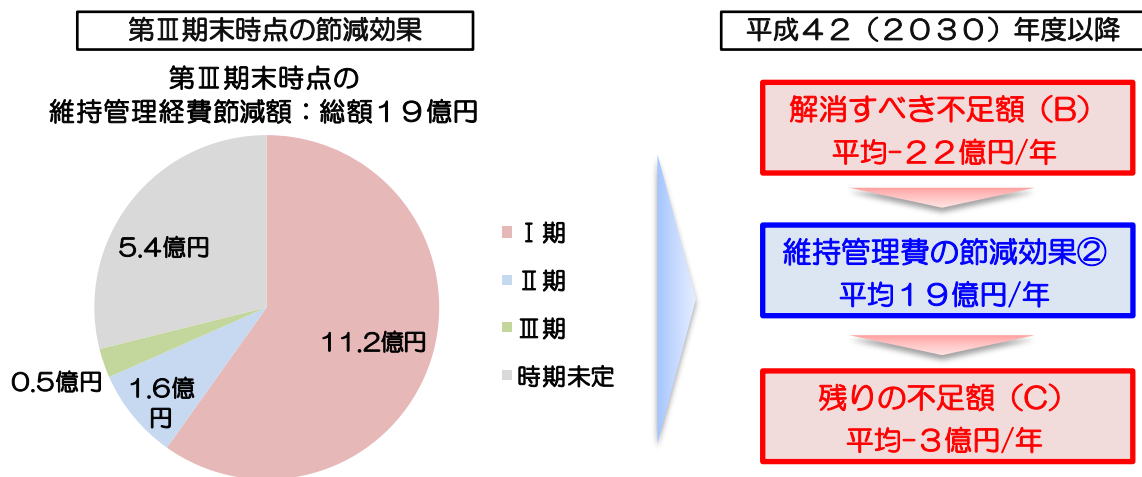


表 本計画（34%縮減）を実施した場合のピーク時の更新費の節減効果

計画期間	実施前の不足額 (A)	節減効果① (A-B)	節減効果② (B-C)	残りの不足額
第Ⅰ期から第Ⅲ期	-38億円/年	+16億円/年	+19億円/年	-3億円/年

第Ⅳ期以降に解消 (H57⇒43%)

総量縮減を図りつつ、必要な機能を維持するための
機能統合・複合化などの考え方を第4章に記載

*13 維持管理経費は、対象施設48.6万㎡のうち、平成24（2012）年度に取り壊しや廃止した施設、維持管理経費が発生していない施設（約3.0万㎡）を算定の分母から除いています（最適化方針6ページ脚注7）。また、維持管理経費の節減額平均19億円/年は、施設カルテの維持管理経費の実績値から求めました。

第3節 運営の適正化（Run）に関する考え方

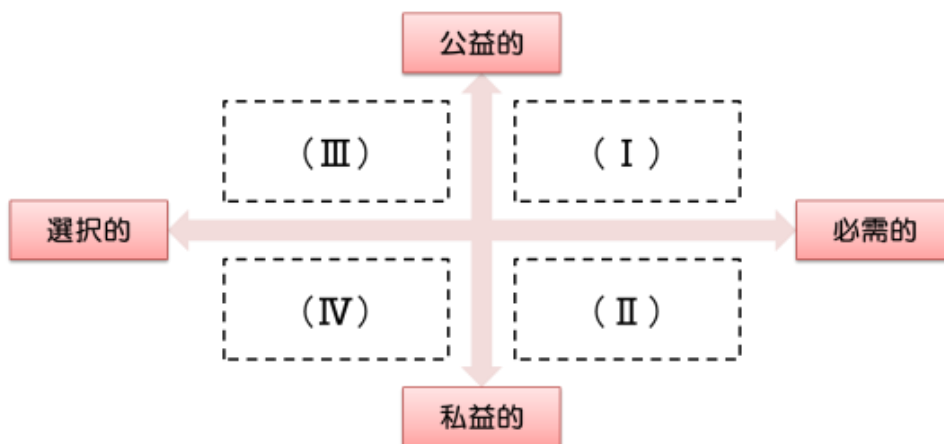
本節では、最適化方針の3原則（3R）のうち、Run（運営の適正化）に基づく行政サービスにおける公的関与と受益者負担の考え方を提示しています。

Run の取組みの一つである受益者負担の適正化については、伊賀市公的関与のあり方に関する点検指針（以下「点検指針」とします。）に基づき、以下の取組みを検討していきます。

＜受益者負担の適正化に向けた取組み＞

- ① 受益者負担に関する基本的な考え方の整理
行政サービスの性質に応じて、サービスを利用することにより受ける利益に応じて利用料金などの負担を求めていくことを原則とします。
- ② 算定方法の明確化
原価算定方式による料金算定基準に則り、現行の利用料金などの見直しを実施します。
- ③ 減免規定の見直し
減免規定については、施設を利用しない住民を含めた税負担で賄っていることから、原則として廃止し他の優遇措置を検討するなど、市全体としての考え方を統一していきます。
- ④ 定期的な見直しと市の努力
原則として3年ごとに見直しを図るとともに、サービス運営主体である市はコスト削減や利用促進に努めていきます。
- ⑤ 情報の公表による市民への説明責任の確保
広報やホームページなどを通じた情報提供と説明責任を果たしていきます。

図 公費負担と受益者負担の関係図（点検指針より）



区分	事務事業の性質	公費負担と受益者負担
I	○受益者は不特定多数の市民 ○市民生活に必要なサービス	公益的-必需的サービス 公費負担中心
II	●受益者は特定の市民 ○市民生活に必要なサービス	私益的-必需的サービス 公費負担と受益者負担の組み合わせ
III	○受益者は不特定多数の市民 ●市民の側で選択可能なサービス	公益的-選取的サービス 受益者負担と公費負担の組み合わせ
IV	●受益者は特定の市民 ●市民の側で選択可能なサービス	私益的-選取的サービス 受益者負担中心

第4節 早期に実行計画（アクションプラン）を策定する主な施設

第Ⅰ期に該当する平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までに今後のあり方を検討する施設については、実行計画（アクションプラン）を策定し、複合化や機能移転などの事業の実施に向けて具体的な検討を行っていきます。

図 アクションプラン策定予定の主な施設一覧

地区	施設用途類型	施設名称	
上野	庁舎	本庁舎	
	消防施設	消防本部・中消防署	
	社会教育系施設	栄楽館	
	その他全市対応施設	上野図書館	
	スポーツ施設	上野運動公園体育館	
	観光・レクリエーション施設	伊賀・信楽古陶館	
	社会福祉施設	上野ふれあいプラザ	
	高齢者福祉施設	ふくじゅえん高齢者ふくし相談室	
	地区市民センター		上野東部地区市民センター兼公民館
			三田地区市民センター兼公民館
	公民館、その他集会施設		勤労者福祉会館
			農村ふれあいセンター
	生活館・市民館、集会施設など		しろなみ児童館
			第1生活館
第2生活館			
第3生活館			
第4生活館			
第6生活館			
小規模集会施設・多目的集会施設		治田ふれあいプラザ	
		大滝ふだば館	
資料館・記念館		上野歴史民俗資料館	
		芭蕉翁記念館	
伊賀	庁舎	伊賀支所庁舎	
	消防施設	東消防署	
	放課後児童クラブ		壬生野放課後児童クラブ
			柘植放課後児童クラブ
	社会福祉施設		下柘植かがやきの郷
			希望ヶ丘生きがいセンター
			壬生野福祉ふれあいセンター
	高齢者福祉施設	新堂元気老人又テーション	
	障がい者福祉施設	伊賀ホームほほえみ	
	地区市民センター	西柘植地区市民センター	
ホール	ふるさと会館いが		
公民館、その他集会施設		いがまち公民館	
		柘植公民館	
島ヶ原	庁舎	島ヶ原支所庁舎	
	放課後児童クラブ	島ヶ原放課後児童クラブ	
	高齢者福祉施設	島ヶ原老人福祉センター	
	地区市民センター	島ヶ原地区市民センター	
	公民館、その他集会施設	島ヶ原会館	
	その他一般施設	島ヶ原農産物処理加工施設	
阿山	消防施設	東消防署・阿山分署	
	観光・レクリエーション施設	阿山ふるさとの森	
	社会福祉施設	鞆田地区介護予防拠点施設	
	小規模集会施設・多目的集会施設		山生田多目的集会施設
			中友田多目的集会施設
			阿山ハイツ小規模多目的集会施設
資料館・記念館	阿山ふるさと資料館		

地区	施設用途類型	施設名称
大山田	その他スポーツ施設	大山田せせらぎ運動公園
		大山田東グラウンド
	商業施設	伊賀の国大山田温泉
	高齢者福祉施設	伊賀の国大山田温泉屋根付ゲートボール場「こころの丘」
		伊賀の国大山田温泉ふれあいプラザさるびの
	小規模集会施設・多目的集会施設	猿野小規模集会施設
		下阿波小規模集会施設
		下畑小規模集会施設
		広瀬小規模集会施設
		甲野小規模集会施設
		子延小規模集会施設
		小上野小規模集会施設
		上阿波小規模集会施設
		上炊小規模集会施設
		上中島小規模集会施設
		須原小規模集会施設
		千戸小規模集会施設
		川原小規模集会施設
		川北小規模集会施設
		大沢小規模集会施設
		中町小規模集会施設
東出小規模集会施設		
平田小規模集会施設		
下阿波北山小規模集会施設		
資料館・記念館	大山田郷土資料館	
青山	庁舎	青山支所庁舎
	社会教育系施設	初瀬街道交流の館「たわらや」
	スポーツ施設	青山高尾体育館
		青山児童屋内体育施設
		青山博要体育館
	その他スポーツ施設	青山高尾グラウンド
		青山博要グラウンド
		青山矢持グラウンド
	社会福祉施設	矢持介護予防センター
	高齢者福祉施設	青山福祉センター
	保健施設	青山保健センター
	地区市民センター	阿保地区市民センター
		矢持地区市民センター
	公民館、その他集会施設	青山公民館
	小規模集会施設・多目的集会施設	阿保上区集会施設
		阿保西部集会施設
		阿保多目的集会施設
		桐ヶ丘第二集会所
		上高尾鈴又集議所
上津基幹集落センター		
川上集会所		
福川公民館		
霧生広列多目的集会所		
寺脇区農林漁家婦人活動促進施設		
滝区農林漁家婦人活動促進施設		

第4章 地区別の機能複合化（Remix）による最適化（案）

第1節 機能の複合化（Remix）の実践に向けた考え方

本章では、最適化方針の3原則（3R）のうち、Remix（機能の複合化）に基づく総量目標の達成に向けた具体的な取組手法を提示します。

具体的には、必要な機能を維持しつつ、施設の総量縮減を図るための手法である複合化を通じた地区別の施設最適化の考え方を市民のみなさんにイメージしていただくため、上野地区を除く5地区の支所をモデルケース^{*14}とした地区別の複合化の考え方を紹介します。なお、上野地区については、現在庁舎整備計画に基づく整備を検討中のため、モデルケースの対象外としています。

<集約化・複合化について>

<基本的な考え方>

- 建物の保有と実施している機能（サービス）を分けて考え、必要性の高い機能については、周辺施設への移転などを行うことで維持していきます（建物と機能の分離）。
- 既存施設の建替えや新設にあわせて集約化を検討する際には、対象施設全体の施設規模（延床面積）を上回らないことを基本とします。

<期待される効果>

- 複合施設では、建物の共通部分（会議室、廊下、便所、上下水設備など）を共用することで維持管理経費の削減などによる効率的な施設運営が期待されます。
- 利用者が複数のサービスを受けられる拠点施設を整備することで、利便性の向上や利用者数の増加が期待されます。

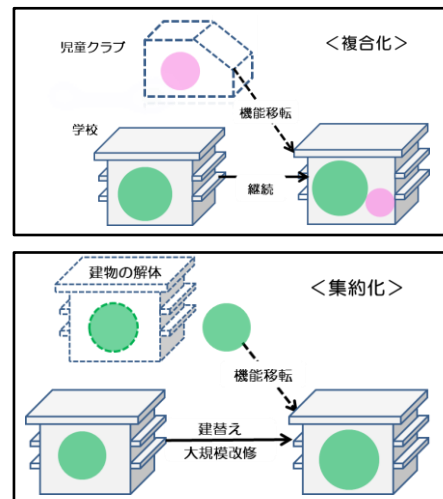
<本章に登場する考え方の紹介>

<複合化> 既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備すること

<集約化> 既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備すること

<転用> 複合化・集約化を伴わず、既存の公共施設を改修し、他の施設として利用すること

<廃止> 施設（ハコモノ）を廃止すること
（必要な機能は他施設へ移転して継続）

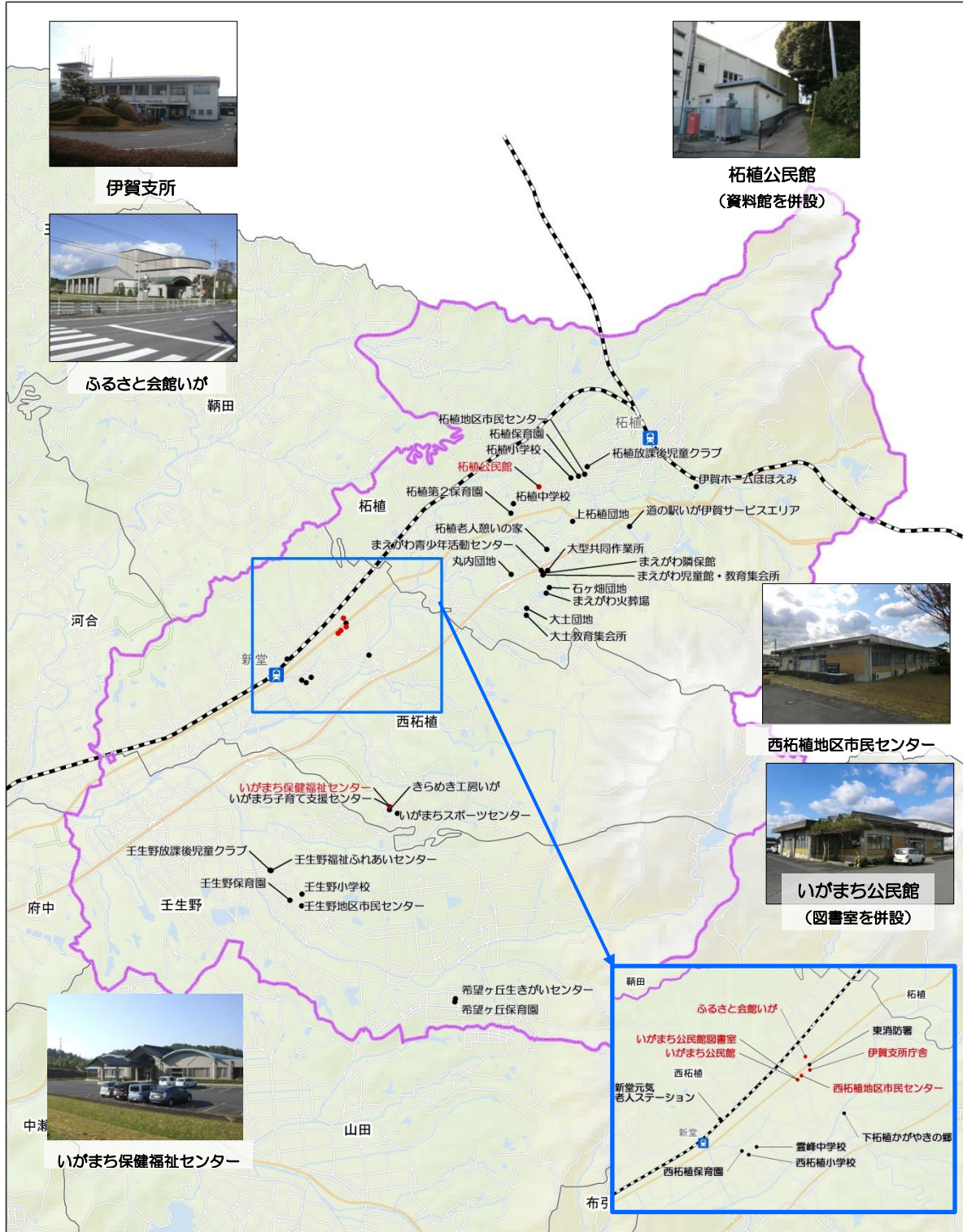


※なお、本モデルケースに登場する更新費には、移転や解体費用を含んでいません。

^{*14} 今回紹介しているモデルケースにおいて対象となっている考え方は、現時点の考え方を示したものであり本計画（中間案）のパブリックコメントや住民説明会などを通じた意見を参考にしつつ、具体的な手法の検討を行っていく予定です。

第2節 既存施設の建替え・改修による複合化のケース

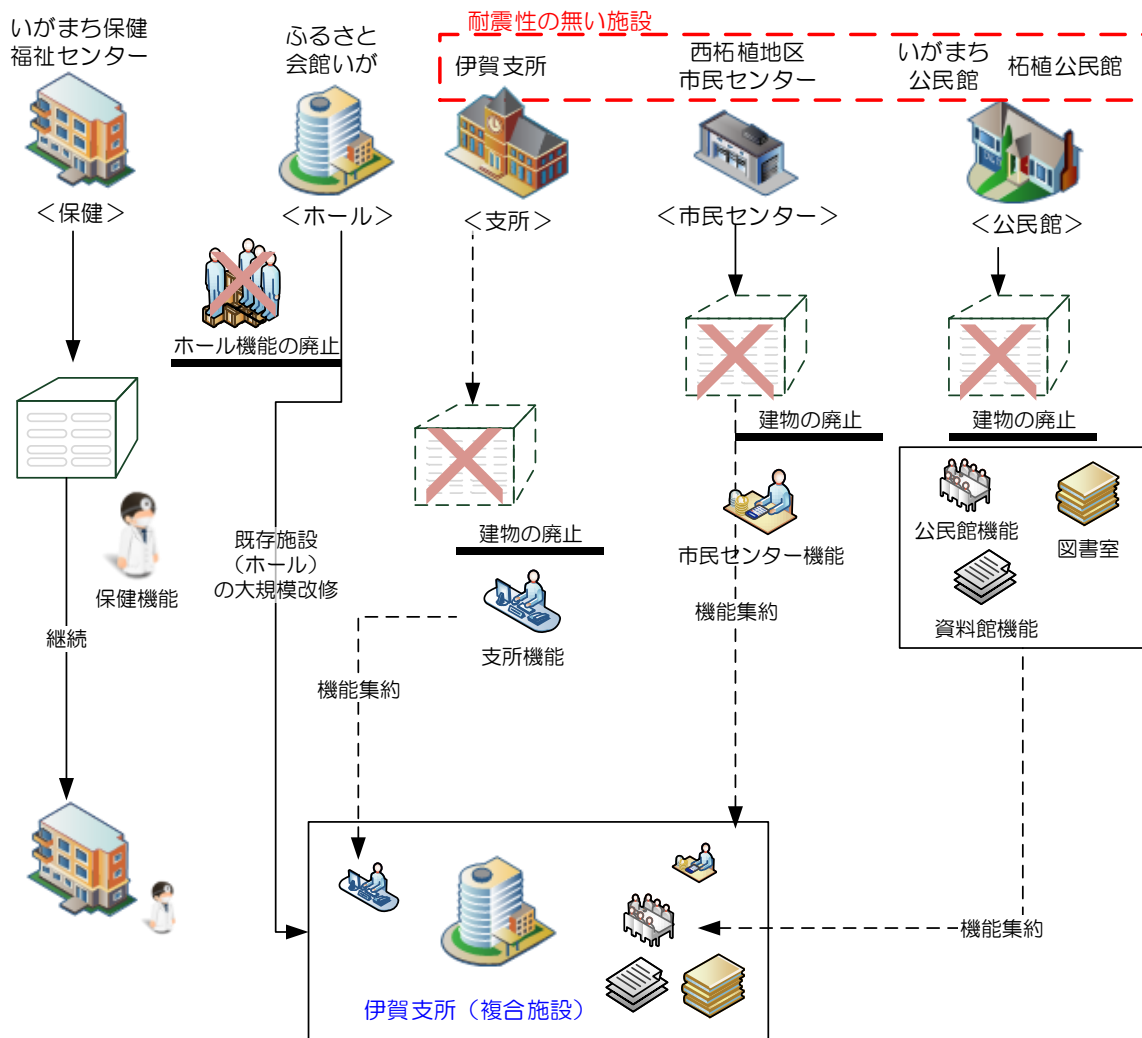
モデルケース1 「伊賀支所及び周辺施設の機能統合」



<伊賀支所及び周辺施設の機能統合（既存施設の大規模改修）>

- 耐震性の無い伊賀支所及び周辺施設の複合化を図っていきます。
- 隣接するホール機能を廃止し、支所として転用するとともに、公民館、市民センター、図書室、資料館機能の複合化を図ります。
- いがまち保健センターについては、継続とします。

用途類型	施設名称	延床面積	建築年度	建物	機能	改修費	建替え費
庁舎等	伊賀支所	1944㎡	1961	廃止	継続	2.6億円	7.4億円
保健施設	いがまち保健福祉センター	3537㎡	1997	継続	継続	● 7.1億円	12.7億円
地区市民センター	西柘植地区市民センター	575㎡	1971	廃止	継続	1.4億円	2.3億円
ホール	ふるさと会館いが	2842㎡	1994	改修	一部廃止	● 7.1億円	11.4億円
公民館・その他集会施設	いがまち公民館	935㎡	1971	廃止	継続	1.7億円	3.7億円
	柘植公民館	897㎡	1958	廃止	継続	2.2億円	3.6億円



第Ⅳ期までの更新費

<既存施設を全て更新する場合>
約31億円

<本モデルケース(●)の場合>
約14億円

※移転や解体費用を含んでいません。また、更新費は23ページの単価表に基づき試算しました。

モデルケース2「青山支所及び周辺施設の機能統合」



- 複合化の検討対象施設
- 高速道路
- 国道
- 幅員大道路
- 一般道
- 石段・庭園路

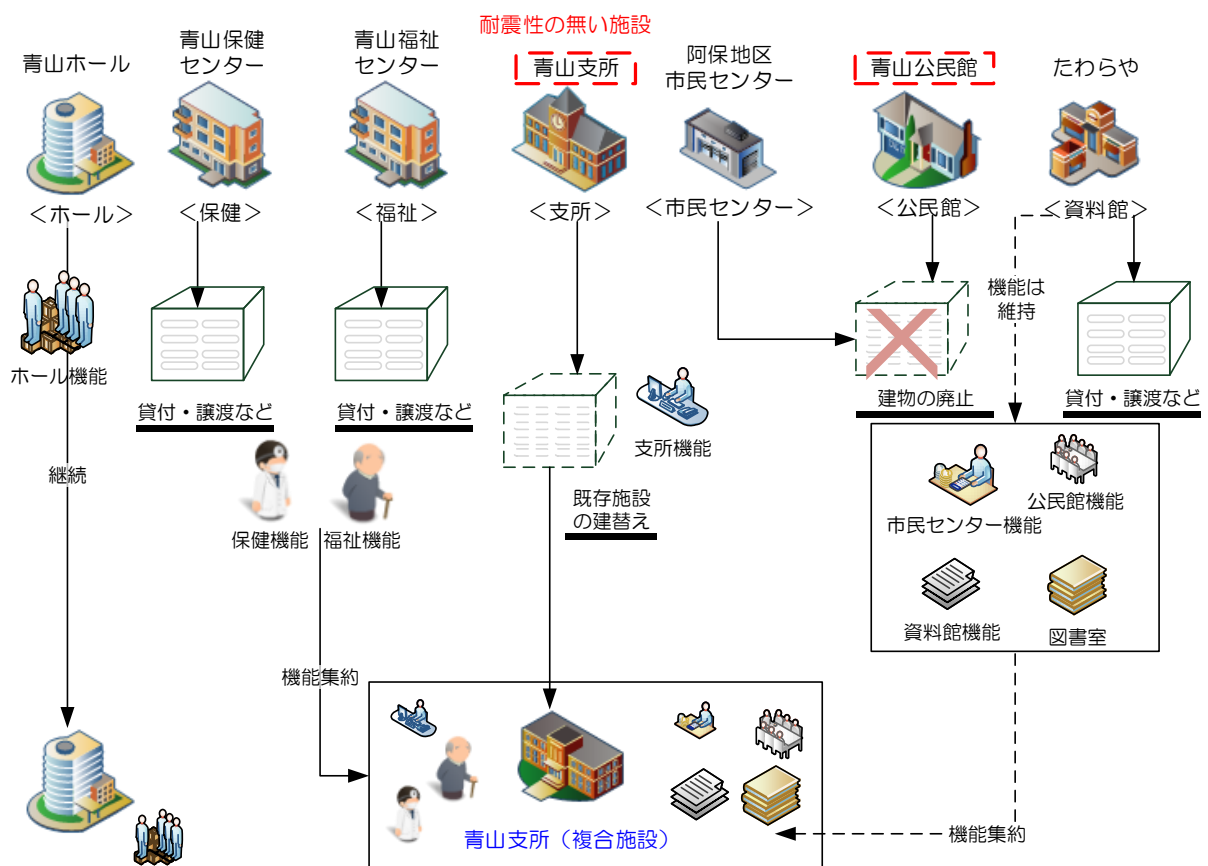
青山地区 施設配置マップ



<青山支所及び周辺施設の機能統合>

- 耐震性が無い青山支所及び周辺施設の複合化を図っていきます。
- 保健センター、福祉センター、たわらや、市民センター及び公民館については、建替えを行う支所に複合化を図ります。
- 青山ホールについては、南部エリアのホール施設として継続とします。

用途類型	施設名称	延床面積	建築年度	建物	機能	改修費	建替え費
庁舎等	青山支所	2898㎡	1974	建替	継続	7.2億円	●11.6億円
社会教育施設	たわらや	140㎡	2005	貸付譲渡	継続	0.3億円	0.6億円
高齢者福祉施設	青山福祉センター	1842㎡	2000	貸付譲渡	継続	3.7億円	6.6億円
保健施設	青山保健センター	1350㎡	2004	貸付譲渡	一部廃止	2.7億円	4.9億円
地区市民センター	阿保地区市民センター	154㎡	1987	廃止	継続	0.4億円	0.6億円
ホール	青山ホール	2251㎡	1994	継続	継続	●5.6億円	9.0億円
公民館・その他集会施設	青山公民館	1321㎡	1974	廃止	継続	2.4億円	5.2億円



第Ⅳ期までの更新費

<既存施設を全て更新する場合>
約30億円

<本モデルケース(●)の場合>
約17億円

※移転や解体費用、貸付収入などを含んでいません。また、更新費は23ページの単価表に基づき試算しました。
※建替え時の面積は青山支所と同面積として試算しました。

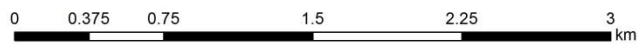
第3節 既存施設への機能移転による複合化のケース

モデルケース3「島ヶ原支所などへの周辺施設の機能移転」



- 複合化の検討対象施設
- 高速道路
- 国道
- 幅員大道路
- 一般道
- 石段・庭園路

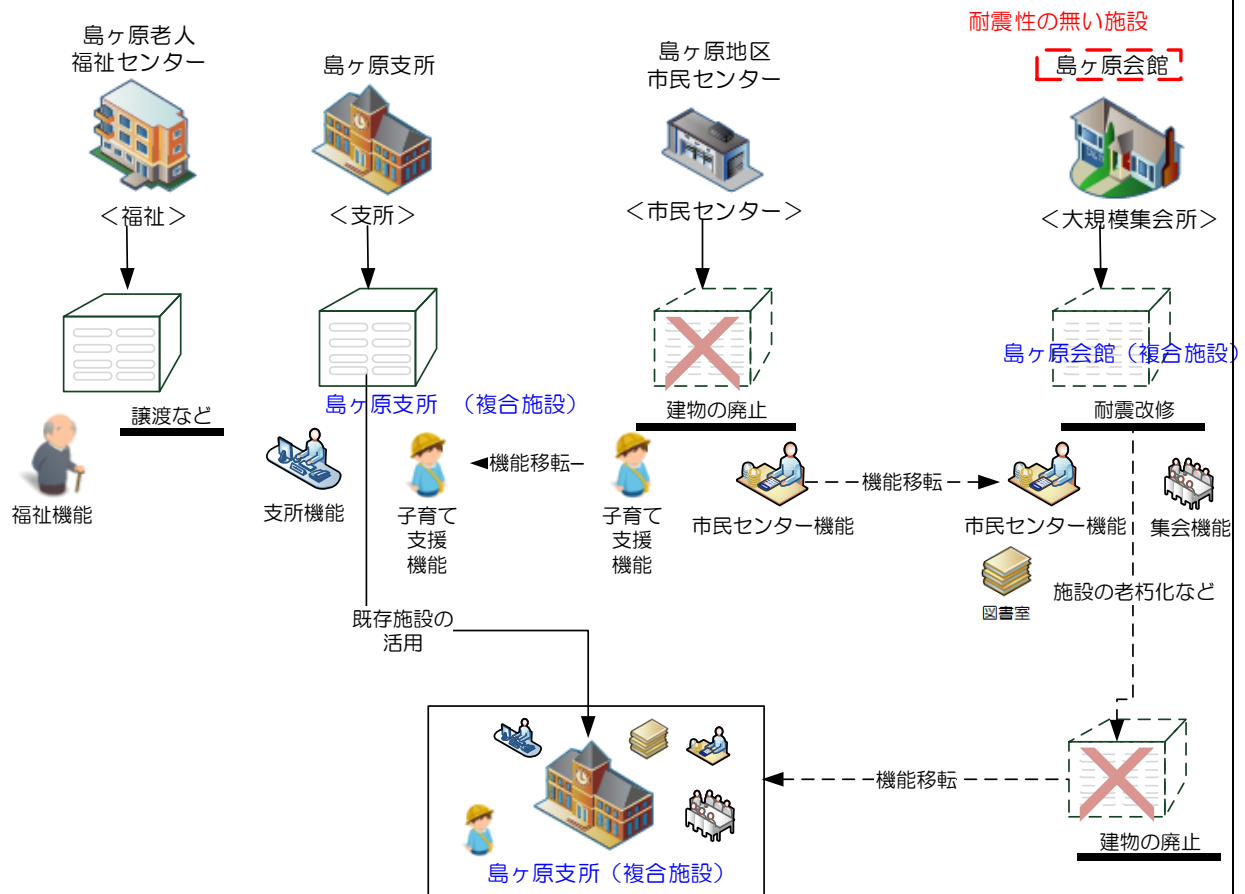
島ヶ原地区 施設配置マップ



<島ヶ原支所を中心とした周辺施設の機能移転>

- 地域の拠点施設（島ヶ原支所及び島ヶ原会館）及び周辺施設の複合化を図っていきます。
- 子育て支援機能を島ヶ原支所に、市民センター機能を島ヶ原会館へ移転します。現在、耐震性が確保されていない島ヶ原会館は、耐震改修を実施することで当面利用し、老朽化が進行した際には建物を廃止し、機能を島ヶ原支所に移転します。
- 島ヶ原老人福祉センターは、民間等へ譲渡し、民間等で機能を提供します。

用途類型	施設名称	延床面積	建築年度	建物	機能	改修費	建替え費
庁舎等	島ヶ原支所	1357㎡	1978	継続	継続	● 1.4億円	2.7億円
高齢者福祉施設	島ヶ原老人福祉センター	1683㎡	1994	譲渡	継続	3.3億円	5.9億円
地区市民センター	島ヶ原地区市民センター	688㎡	1992	廃止	継続	1.7億円	2.8億円
公民館・その他集会施設	島ヶ原会館	1249㎡	1971	改修→廃止	廃止	● 3.1億円	5.0億円



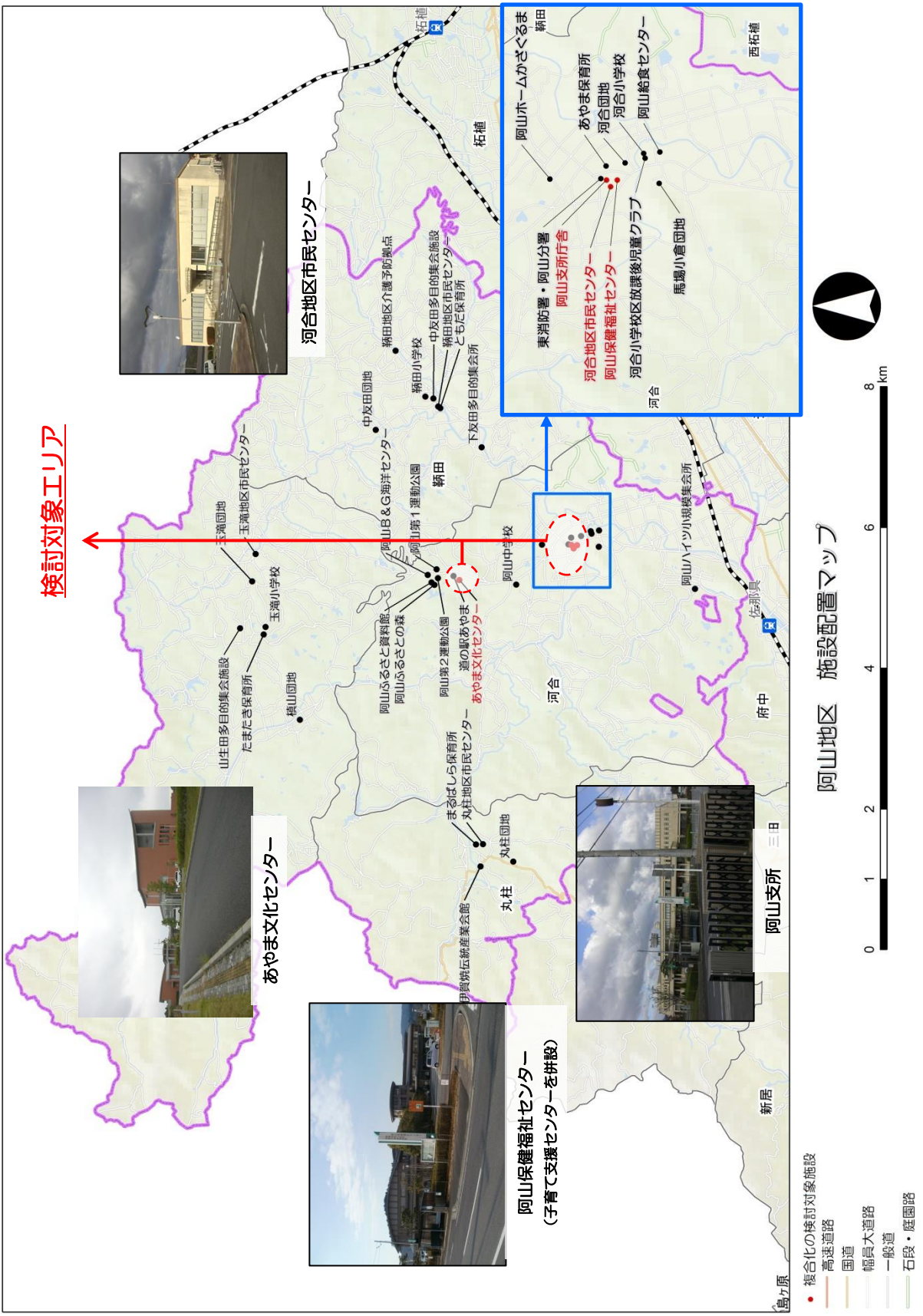
第Ⅳ期までの更新費

<既存施設を全て更新する場合>
約10億円

<本モデルケース(●)の場合>
約5億円

※移転や解体費用、貸付収入などを含まれていません。また、更新費は23ページの単価表に基づき試算しました。
※島ヶ原会館の大規模改修費を含んでいます。

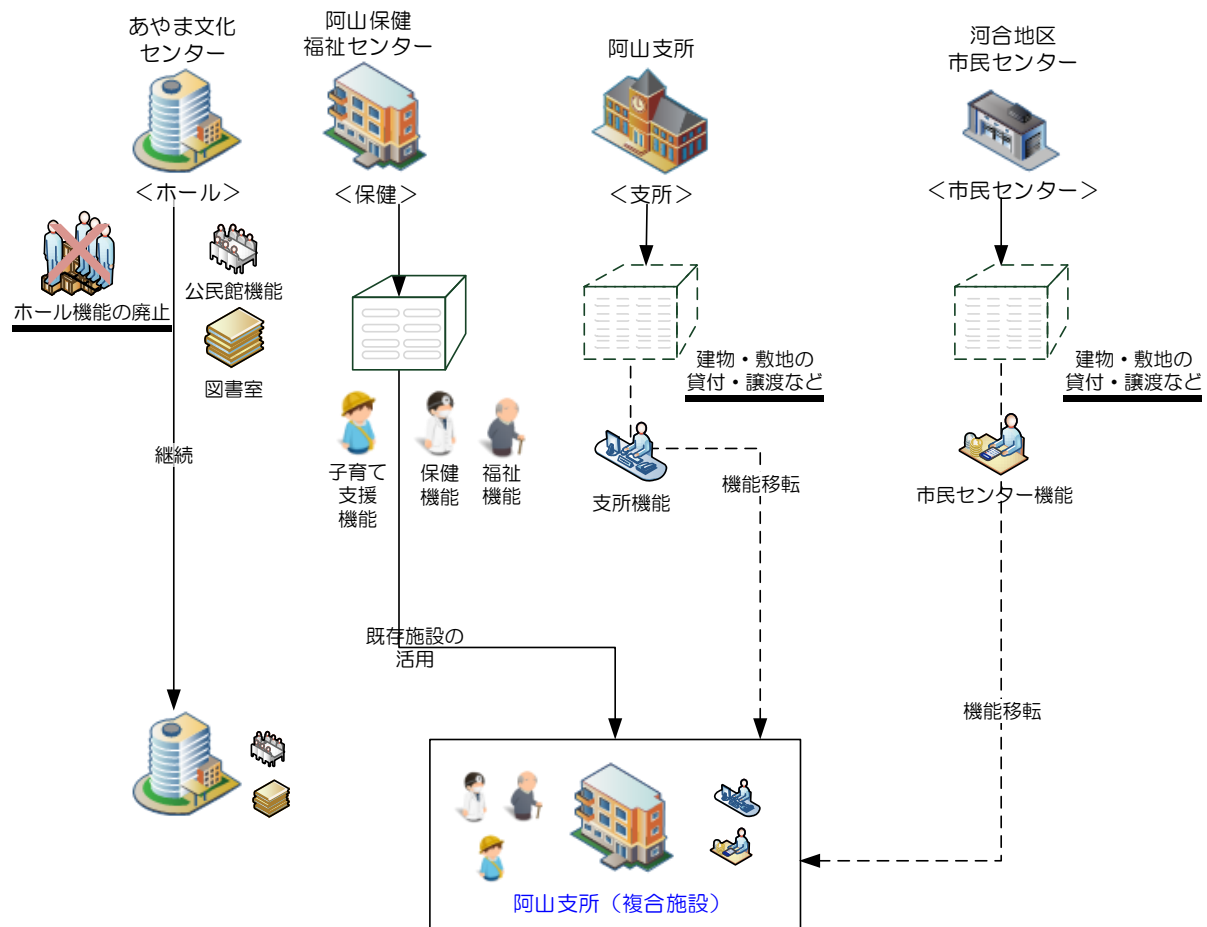
モデルケース4「阿山支所と周辺施設の機能移転」



<阿山支所及び周辺施設の機能移転>

- 阿山支所及び周辺施設の複合化を図っていきます。
- 阿山支所、市民センターの機能を保健福祉センターに移転します。
- 阿山文化センターは、ホール機能を廃止し、公民館及び図書館として継続とします。

用途類型	施設名称	延床面積	建築年度	建物	機能	改修費	建替え費
庁舎等	阿山支所	3107㎡	1980	貸付 譲渡	継続	6.4億円	10.2億円
保健施設	阿山保健 福祉センター	3042㎡	1999	継続	継続	● 5.8億円	10.5億円
地区市民 センター	河合地区 市民センター	467㎡	1980	貸付 譲渡	継続	1.2億円	1.9億円
ホール	阿山文化 センター	3098㎡	2004	継続	一部 廃止	● 3.6億円	5.7億円



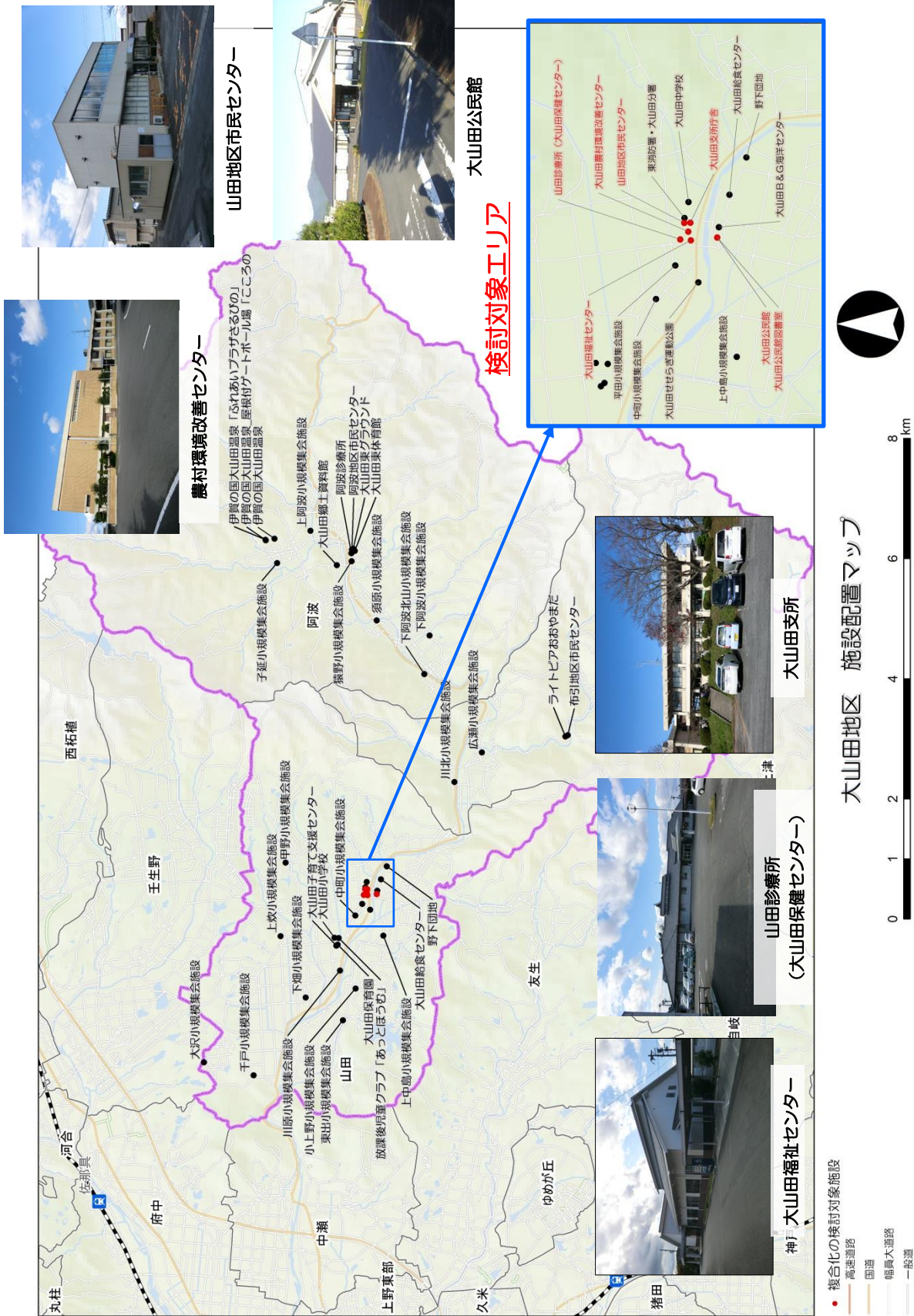
第Ⅳ期までの更新費

<既存施設を全て更新する場合>
約22億円

<本モデルケース(●)の場合>
約9億円

※移転や解体費用、貸付収入などを含んでいません。また、更新費は23ページの単価表に基づき試算しました。

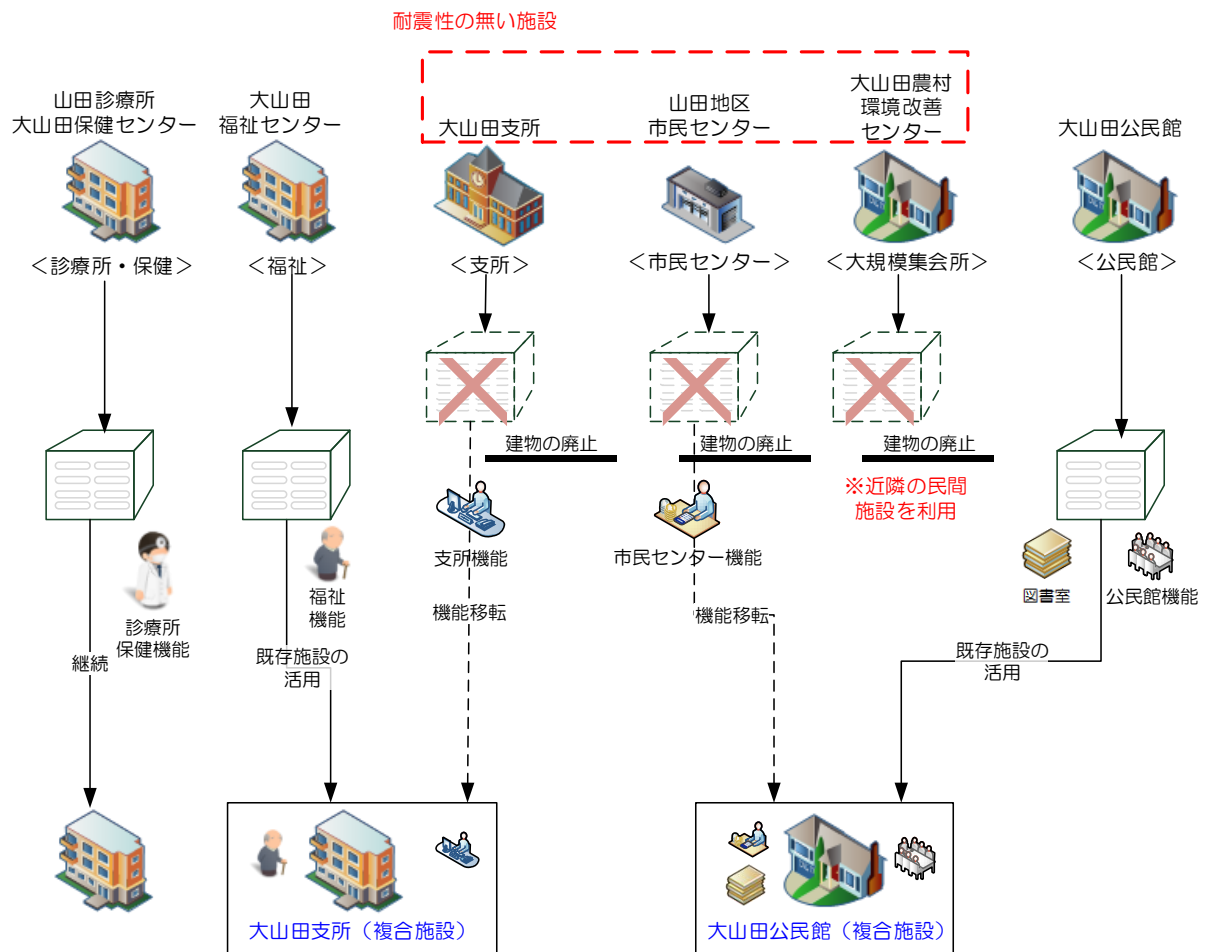
モデルケース5「大山田支所と周辺施設の機能移転」



<大山田支所及び周辺施設の機能移転>

- 耐震性の無い大山田支所及び周辺施設の複合化を図っていきます。
- 大山田支所の機能を福祉センターに、市民センターの機能を公民館に移転します。
- 山田診療所（大山田保健センター）は継続とし、大山田農村環境改善センターは廃止のうえ、ホール機能については近隣の民間施設を利用することとします。

用途類型	施設名称	延床面積	建築年度	建物	機能	改修費	建替え費
庁舎等	大山田支所	1702㎡	1965	廃止	継続	3.1億円	5.0億円
高齢者福祉施設	大山田福祉センター	821㎡	2003	継続	継続	● 1.6億円	3.0億円
診療所・保健施設	山田診療所 (大山田保健センター)	1056㎡	1992	継続	継続	● 2.1億円	3.8億円
地区市民センター	山田地区市民センター	245㎡	1971	廃止	継続	0.6億円	1.0億円
公民館・その他集会施設	大山田農村環境改善センター	1490㎡	1982	廃止	廃止	3.7億円	6.0億円
	大山田公民館	591㎡	2001	継続	継続	● 1.5億円	2.4億円



第Ⅳ期までの更新費

<既存施設を全て更新する場合>
約17億円

<本モデルケース(●)の場合>
約5億円

※移転や解体費用、貸付収入などを含んでいません。また、更新費は23ページの単価表に基づき試算しました。

第5章 公共施設最適化計画に向けた取組み

1.伊賀市公共施設マネジメントシンポジウム

今後、公共施設最適化（マネジメント）を進めるにあたって、公共施設に関する現状と課題を市民のみなさんと共有するためにシンポジウムを開催しました※15。

＜シンポジウムの実施概要＞

- ・ 開催日：平成26年8月2日（土）13：00～15：00
- ・ 会 場：三重県伊賀庁舎 7階大会議室
- ・ 参加者：86名 うち、アンケート回収数66件（回答率76.7%）

アンケートの主な意見（計14件の意見が寄せられた）

No	概要
1	市長自らが登壇者になっていることが、市の本気度を感じ良かった。がんばってもらいたい。
2	もっと厳しい内容であってもよい。
3	どんな政策でも立案から実施と検証まで常に民間が企業を運営する覚悟で事にあたってください。
4	中心部から離れた地域住民のことを大切にしてもらいたい。危機感を市全体で共有しなければならない。
5	自治協議会、各種団体の人にもこのような行政事情を理解し、情報共有し、市民意識を高めることが必要。
6	施設の統廃合や複化など可能性があるものは全てやるべき。ただ、伊賀市の「広さ」を考えると整理と同時に公共交通のあり方も考えなければうまくいかないのではないかな？
7	市民サービスにおいて、名張など他市と共同実施するべきではないか。
8	県や他の公共機関と公共施設の利活用を進めるべきではないか。
9	大型事業を進めるよりも、これを強力に進めていくべきだと思います。

※15 シンポジウム当日の様様や配布資料などについては、市のHPに掲載しています。

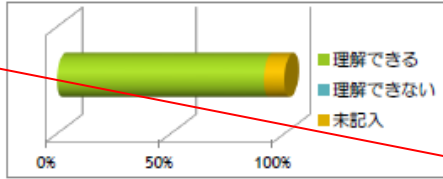
<http://www.city.iga.lg.jp/ctg/O8526/O8526.html>

アンケート結果

質問6 公共施設マネジメントについてご意見・ご感想をお聞かせください。

① 必要性について

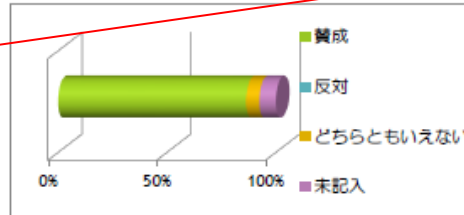
選択肢	人数(人)
理解できる	60
理解できない	0
未記入	6
計	66



施設マネジメントの重要性や必要性については、概ね「総論賛成」の傾向となっています。

② 実施について

選択肢	人数(人)
賛成	57
反対	0
どちらともいえない	4
未記入	5
計	66



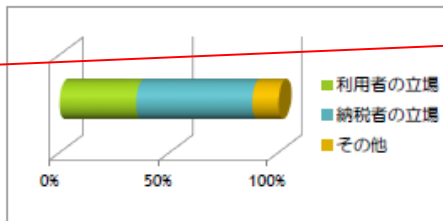
(意見)

- ・「便利なところが我慢する」「旧町村のつながり」を参考にしてほしい
- ・どこを改めていくかは難しく、市全体としての各論である。公共施設マネジメントのみの賛否を問うのはいかがなものか。

③ 公共施設は、市民の皆さんの税金で維持・運営をしています。

今後施設の存続・廃止・複合化等を考えるうえで何が重要と考えますか？

選択肢	延べ人数(人)
利用者の立場	23
納税者の立場	35
その他	8
計	66



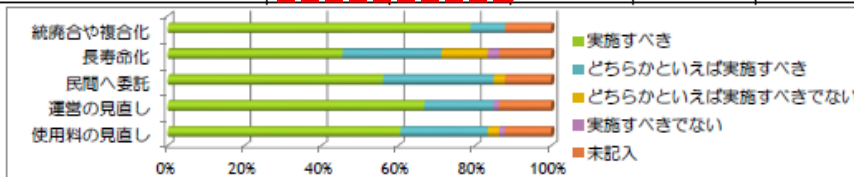
施設の統廃合などについては、市民の負担（納税者の立場）を重視すべきとの意見が最も多くなっています。

(その他の意見)

- ・利用していない人の意見
- ・都市計画・地域コミュニティ的な視点
- ・将来の財政状況の予測に基づいて考えてほしい。市庁の思いつきや変な意地振り回されなないでほしい。
- ・効率化と地域特性のバランス
- ・利用実績の公表
- ・市民との議論をオープンにする
- ・費用対効果の面

④ 子や孫の世代に“ツケ”を残さないためにも公共施設のあり方を見直さなければなりません。あなたならどうしますか？

質問	選択肢(人)	実施すべき				未記入
		実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	
施設の統廃合や複合化		52	6	0	0	8
施設の長寿命化		30	17	8	2	9
民間に施設の運営・管理を委託		37	19	2	0	8
施設運営(サービス)の見直し		44	12	0	1	9
施設使用料の見直し		40	15	2	1	8



将来世代への負担回避のための方策については、概ね賛成の傾向がみられますが、長寿命化については、実施すべきでないとの意見も多くなっています。

2.伊賀市公共施設最適化計画中間案 住民説明会

伊賀市公共施設最適化計画中間案の公表にあたって、市民のみなさんへの説明会を開催しました。

<住民説明会の実施概要>

- ・ 開催日：平成26年10月29日（水） 19：00～21：00
- ・ 会 場：ゆめぼりすセンター 2階 大会議室
- ・ 参加者：97名 うち、アンケート回収数67件（回答率69.1%）
- ・ 主催者：伊賀市

当日の主な質疑（計15件の質問・意見が寄せられた）

No	概要
1	施設の統廃合や複合化によって、移転した施設までの交通は？
2	地区集会所を地元へ譲渡した場合、今後の経費などは地区で賄うのか？
3	支所機能の見直しと、今回の最適化計画の関係は？
4	市は、自治協議会と連携して計画を進めて行くべき。
5	非常に重要な計画のため、拙速に進めることは避けるべき。
6	スピード感を持って早めに取り組むべき。早期に取り組んだ方が財政負担がより軽減される。
7	施設の統廃合によって、防災面の機能確保や過疎化の進行が課題となるのでは？
8	コスト面の実施効果を明示すべき。
9	既存の施設を資産経営的な観点で有効活用すべき。
10	公共交通計画との連携を図るべき。

住民説明会の様子

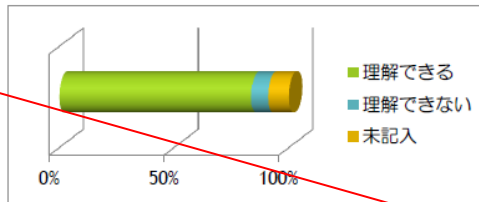


アンケート結果

質問6 公共施設最適化（マネジメント）の取組みについてお聞かせください。

① 必要性について

選択肢	人数（人）
理解できる	56
理解できない	5
未記入	6
計	67



理解できない理由

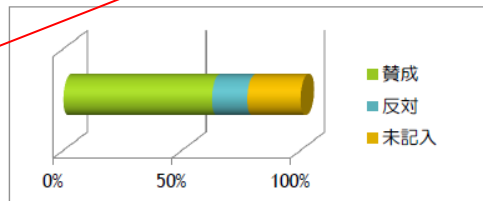
- ・特に防災に関係した施設の今後の方向が示されていない。
- ・総合計画との整合性がない。
- ・人口の減少ばかり理由に計画しているが、人口増に取り組む意思は無いのか。企業誘致とか。
- ・人口減少というが、高齢者が多くなり反対に施設の利用率が増えると思う。

など

施設マネジメントの必要性や実施については、「理解できる」賛成という回答が多くを占めており、概ね「総論賛成」の傾向となっています。

② 実施について

選択肢	人数（人）
賛成	42
反対	10
未記入	15
計	67



反対の理由

- ・耐震補強して残す必要がある。災害時の一時避難場所として利用できる形で残すべき。
- ・選択基準が不明確。
- ・すべて同じとはいえない。
- ・施設を利用する市民の側に立って考えてほしい。
- ・合併前からの施設であるため、必要であった施設は金銭以外に保存使用する。
- ・各地域の実情を何も検討された経過が示されていない。
- ・主に郡部において「縮小」になっている。過疎に拍車がかかる恐れがある。公共施設の統廃合で地域が活性化するか。

など

どうすれば良いか

- ・地域の意見を重視してほしい。
- ・実態をみて行う。
- ・財源不足を補うためには削減ばかりに偏らず増税の施策を講ずべき。

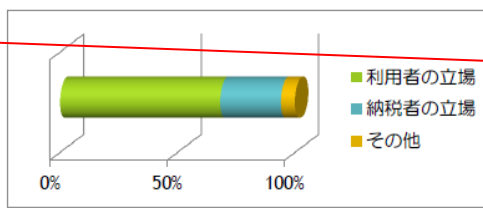
など

一方で、防災や財源、人口減少、地域性などの観点から、公共施設最適化の取組みによるマイナス面を懸念する意見もみられます。

③ 公共施設は、市民の皆さんの税金で維持・運営をしています。

今後施設の存続・廃止・複合化等を考えるうえで何が重要と考えますか？〈複数回答〉

選択肢	延べ人数(人)
利用者の立場	45
納税者の立場	17
その他	4
計	66



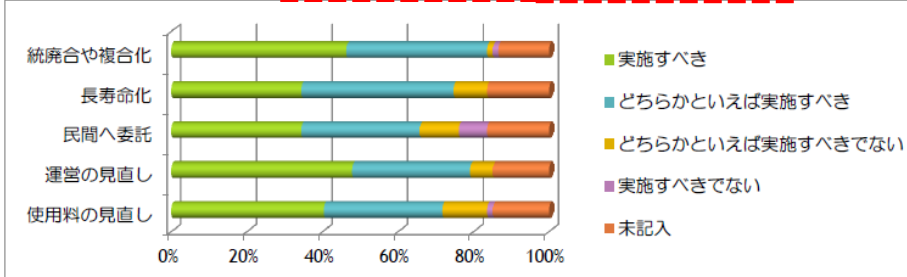
施設の統廃合などについては、施設利用者の立場を重視すべきとの意見が最も多くなっています（公共施設マネジメントシンポジウムでは、納税者の立場が最も多かった）

（その他の意見）

- ・地域コミュニティの拠点としての考え方
- ・市全体的、地域間格差、将来性など総合的に判断
- ・高度成長期、バブル時期に「ハコモノ」と呼ばれるものを積極的に建てたのはだれであったか？④は行政のひとり言である。市民を「ナメルナ」と言いたい。（基本的には賛成である）
- ・各地域の特性

④ 子孫の世代に”ツケ”を残さないためにも公共施設のあり方を見直さなければなりません。あなたならどうしますか？

質問	選択肢(人)					未記入
	実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない		
施設の統廃合や複合化	31	25	1	1	9	
施設の長寿命化	23	27	6	0	11	
民間に施設の運営・管理を委託	23	21	7	5	11	
施設運営(サービス)の見直し	32	21	4	0	10	
施設使用料の見直し	27	21	8	1	10	



将来世代への負担回避のための方策については、概ね賛成の傾向がみられますが、「民間に施設の運営・管理を委託」「施設使用料の見直し」については、実施すべきでないとの意見も多くなっています。

3.伊賀市公共施設最適化計画中間案 支所別意見交換会

<支所別意見交換会の実施概要>

- ・ 開催日：平成26年11月10日（月）～平成26年11月17日（月）
19：30～21：00
- ・ 参加者：216名 うち、アンケート回収数166件（回答率76.9%）

日時	地区名	会場	参加者数
平成26年11月10日（月）	大山田	農村環境改善センター	38名
平成26年11月12日（水）	阿山	阿山保健福祉センター ホール	43名
平成26年11月13日（木）	青山	青山福祉センター	57名
平成26年11月14日（金）	伊賀	いがまち公民館	44名
平成26年11月17日（月）	島ヶ原	島ヶ原地区市民センター	34名

アンケートの主な意見（計34件の意見が寄せられた）

No	概要
1	高齢化が目前に迫る。へき地に住みつづける市民の暮らしをどう守るか。公共交通機関の網が緊急課題。
2	支所機能などサービスは必ず残してほしい。
3	パブリックコメントや意見交換会の結果に対する市なり検討委員会の見解を公表すべき。
4	高齢化が進むと近くに公共施設がいる、若者の流出対策が必要。
5	市民の声を大事にしてほしい。
6	地域の意見を地区毎（自治協）に開かないと、まとまらないと思う。
7	地区にある小学校（廃校）を複合施設にして、地域の方が歩いて行くことができるし、災害時にもいいのではないかと、考えてほしい。
8	人口減で、住む人がいない街には、公共施設等は、何もいらんと思います。子供達に住んでもらいたいという市になるよう考えてやっていって欲しい。
9	将来にツケを残さぬよう、お願いする。
10	ハード面の取り組み計画よりも、ソフト面での利用率向上のための最適化計画の作成が必要である。
11	無くす事を早く決めて、代替機能をどうするか説明すべき。
12	地域に密着した問題なので、もう少し検討する時間が必要なのではないか。

【支所別意見交換会の目的と実施手順について】

伊賀市公共施設最適化計画検討委員会 委員 吉村 輝彦
(日本福祉大学 国際福祉開発学部国際福祉開発学科 教授)

今回、住民意見交換会を開催した目的は、「公共施設最適化計画」の策定にあたって、市民のみなさんに計画内容を理解していただくとともに、多様な意見を収集することで、計画の策定に活かすためです。また、地域や市民が施設の課題を自分のこととして捉え、「公共施設最適化計画」の実施に向けて地域における自発的な活動を促していくためには、施設を利用する市民が計画策定に関わることが重要であると考えます。

今回の住民意見交換会では、従来から行われてきた行政が説明し、市民との質疑応答を行う「説明会方式」だけでなく、市民同士が意見交換を行う「討議型方式」としました。これは、「説明会方式」では、一部の人の意見を言うことに留まってしまう可能性があることから、「討議型方式」によって意見交換会に参加した多くの人たちが実際にどのような意見を持っているのかを確認するためです。また、「行政」対「市民」という構図ではなく、市民同士で意見交換をすることが地域の課題解決において重要であるという観点からも、「討議型方式」が望ましいと考えました。さらに、行政からの投げかけに対して、市民が意見を述べ合うだけでなく、地域や市民の目線からの前向きな提案を期待しました。

今回は、全体で1時間半という限られた時間のため、プログラムは、行政からの説明、市民によるグループごとの討議、全体コメントという構成としました。その中でも、グループごとの討議を優先しました。討議では、

- (1) 参加者全員が発言すること
- (2) 一人の発言は、長くないこと
- (3) 相手の意見を尊重し、最後まで聞くこと
- (4) 自分と異なる意見を否定しないこと
- (5) テーマに沿って前向きに考えること

をお願いしました。討議の進行は、グループ内で司会者を決めてもらうようにしました。また、市の職員は、討議の記録者や、討議の際に出てきた質問や意見に対して回答するなど、各グループにおける補助的な役割を担いました。

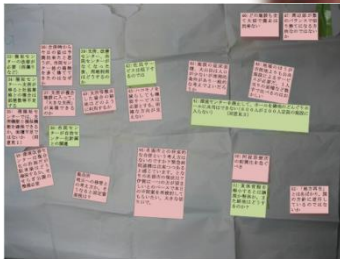
グループ討議では、まず、参加者が意見カード(付箋紙)に、それぞれ、意見や提案したいことを記入してもらいました。1枚の意見カードに1つの意見を記入してもらい、次に、参加者にひとりずつ、意見を発表してもらいました。各グループにおける参加者には、必ず1回は発言をお願いしました。発言したカード(付箋紙)は、模造紙に貼り付けていくことで意見の集約を図りました。以上までの考え方を確認した上で、状況に応じて、全体として、また、グループごとに、臨機応変な対応に努めました。

なお、意見交換会の実施後には、当日の振り返りを行い、次回以降の意見交換会において可能な限り進行の改善をしていくように努めました。

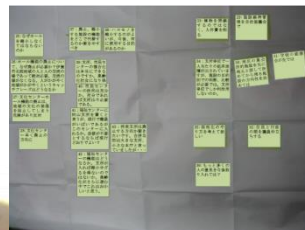
(1) 大山田地区における意見交換会の様子



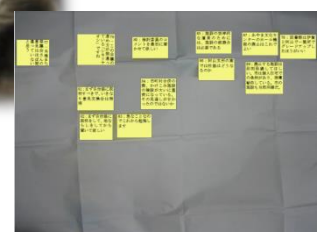
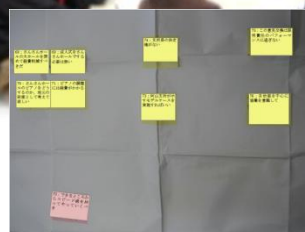
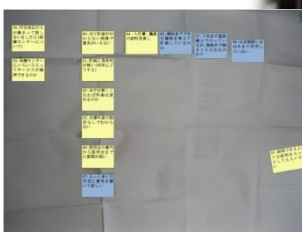
38名・4グループから
108件のご意見を
いただきました。



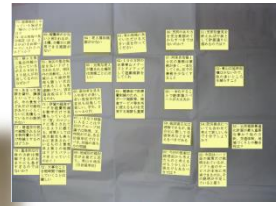
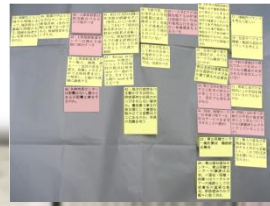
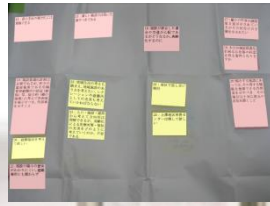
(2) 阿山地区における意見交換会の様子



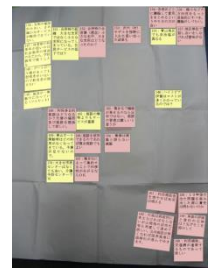
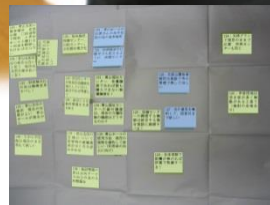
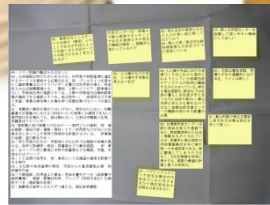
43名、6グループから
88件のご意見を
いただきました。



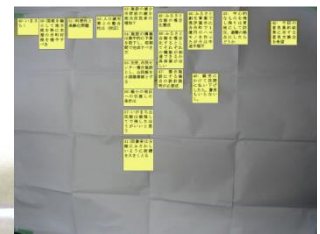
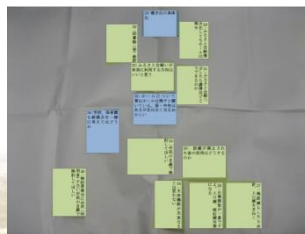
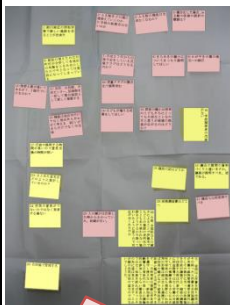
(3) 青山地区における意見交換会の様子



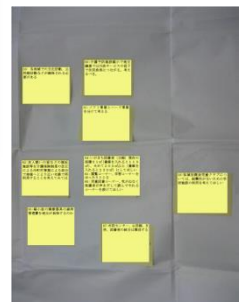
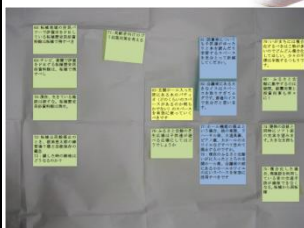
57名、8グループから
170件のご意見を
いただきました。



(4) 伊賀地区における意見交換会の様子



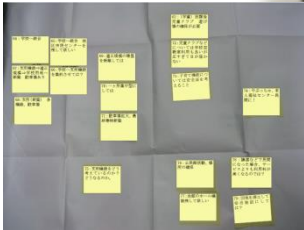
44名、6グループから
127件のご意見を
いただきました。



(5) 島ヶ原地区における意見交換会の様子



34名、6グループから
123件のご意見を
いただきました。

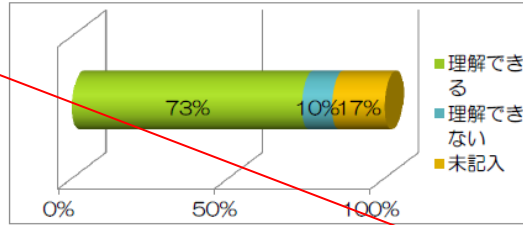


アンケート結果

質問6 公共施設最適化（マネジメント）の取組みについてお聞かせください。

① 必要性について

選択肢	人数（人）
理解できる	122
理解できない	16
未記入	28
計	166



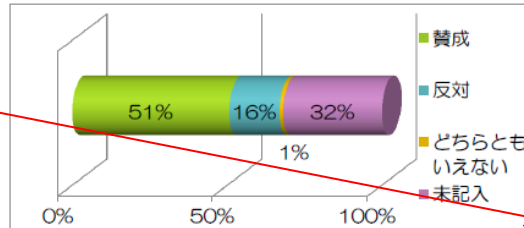
<理解できない理由>

- ・あまりにも一方的である。少し乱暴すぎる。
- ・金がかかるから整理するのではなく、本当の必要性を見きわめてほしい。
- ・具体例が足りない。
- ・内容がわからない。

施設マネジメントの必要性や実施については、「理解できる」賛成という回答が多くを占めており、概ね「総論賛成」の傾向となっています。

② 実施について

選択肢	人数（人）
賛成	84
反対	27
どちらともいえない	2
未記入	53
計	166



<反対の理由>

- ・「地方」「小地域」の切り捨てである。地域住民目線でない、旧上野市優先となりそうである。
- ・まだまだ議論不足、もう少し時間をかけるべき。
- ・意見集約がなされているとは思えない。
- ・全体像が明確でない。
- ・合理化方針のみ先行している。
- ・小中学校の今後の方向、行政バスの在り方、地域の活性化策等、一体として考えるべき。
- ・消滅集落が出て来ることを想定した行政の明確な姿勢が伺えない。 など

<反対の場合、どのようにすれば良いと思うか>

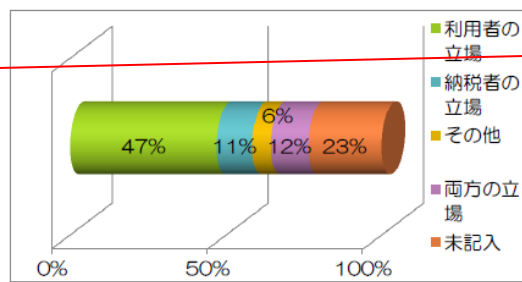
- ・もう少し議論を深める。もう少し時間をかける。もっと細かく検討すべき。
- ・意見交換をもう一度実施してほしい。
- ・理解できる手順で進めていく。
- ・市民生活に直結する部分は慎重に検討すべき。
- ・振興計画を加味した計画とされたい。
- ・住民の意見をよく聞いて、どこかで判断（市長）下さい。 など

一方で、実施については「反対」と回答した割合が1割以上を占め、人口減少、地域性、他計画との関連などの視点から、もう少し時間をかけて議論すべきとの意見がみられます。

③ 公共施設は、市民の皆さんの税金で維持・運営をしています。

今後施設の存続・廃止・複合化等を考えるうえで何が重要と考えますか？〈複数回答〉

選択肢	延べ人数(人)
利用者の立場	78
納税者の立場	19
その他	10
両方の立場	20
未記入	39
計	166



(その他の意見)

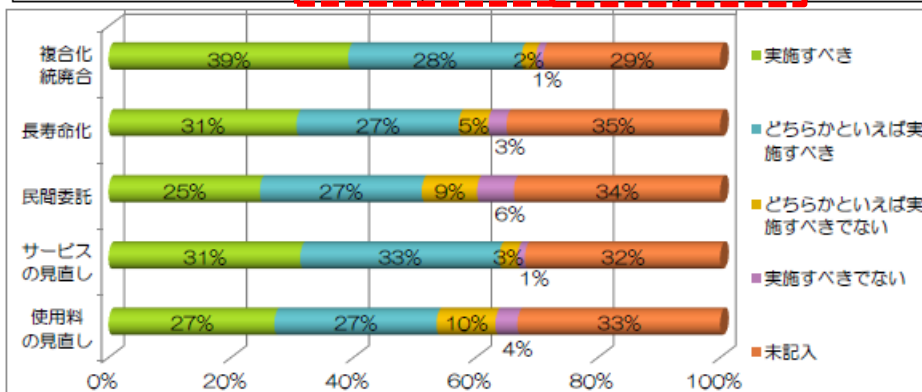
- ・バランスのとれた方策が大切。
- ・主権者、市民の立場で現状を切り拓く立場。
- ・過疎化する人の年代層の立場。
- ・人材の流出、地域住民、地域活性化の立場。
- ・総合的に考える立場。

など

施設の統廃合などについては、施設利用者の立場を重視すべきとの意見が最も多くなっています（公共施設マネジメントシンポジウムでは、納税者の立場が最も多かった）

④ 子や孫の世代に”ツケ”を残さないためにも公共施設のあり方を見直さなければなりません。あなたならどうしますか？

質問	選択肢(人)				
	実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	未記入
施設の統廃合や複合化	65	47	4	2	48
施設の長寿命化	51	44	8	5	58
民間に施設の運営・管理を委託	41	44	15	10	56
施設運営(サービス)の見直し	52	54	5	2	53
施設使用料の見直し	45	44	16	6	55



将来世代への負担回避のための方策については、概ね賛成の傾向がみられますが、「施設の長寿命化」「民間に施設の運営・管理を委託」「施設使用料の見直し」については、実施すべきでないとの意見も多くなっています。

伊賀市公共施設最適化計画検討委員会からの提言

今回、公共施設最適化計画の検討にあたって、市民、検討委員会、市の各々が伊賀市を取り巻く状況を真剣に考え、熱意をもって議論し、知恵を出し合い、伊賀市の将来と、そのための公共施設最適化のあり方について議論を重ねてきました。これまでの検討結果を踏まえ、検討委員会の6名の委員が、本答申を提出するにあたり、公共施設最適化計画の実施にあたり留意すべきこと、今後取り組むべきことなどを以下のとおり提言します。

【市民からの意見、多様な意見の集約の必要性】

- 検討委員会と市が共同で行ったシンポジウム・住民説明会・支所別意見交換会では、総論として公共施設最適化の取り組み自体に反対する意見はほとんどなく、個別施設について最適化を進めるよう促す意見も多く聞かれました。しかし、いくつかの個別施設の最適化については、反対意見も出ました。
- 市民の多様な意見を十分に汲み取り、理解を得るに至った、とまではいいきれません。スケジュールの都合から、意見交換会を開催することができなかった地区もあります。意見交換会が開催された地区においても、今回の最適化の取り組みを「初めて聞いた」という意見も多かったことから、より一層の広報活動が求められます。
- 住民説明会・支所別意見交換会に参加した住民には高齢者が多く、今後は、より長い期間公共施設を利用すると思われる若い世代の意見を十分に聞くための取り組みが必要です。
- 将来的なサービスのあり方、防災拠点の再編成、施設までの交通アクセスなど、まだ十分に議論されていない重要な論点について留意が必要です。

【今後の取り組みにあたって】

- 今回、現時点で検討委員会が考える最善の最終案を答申しましたが、今後、実行計画（アクションプラン）において、さらなる具体的な検討、市民への情報提供及び意見交換などが必要です。
- 市は、本提言を受けて、行政として確固たる信念を持ち、職員一人一人が危機感を持って、最適化計画を推進していくことが必要です。まさに、勇気と覚悟をもって実行していくべきです。
- 検討委員会としては、単に縮小などの最適化案を出すにとどまらず、縮小と判定された施設のあり方（民営化、跡地利用など）についてもアイデアを出し、財政が健全化された将来の伊賀市の姿をポジティブに描き、より多くの市民の理解を得る必要があると考えています。このため、市が今後とも市民と一体となって取り組みを推進していくことを求めます。

平成27（2015）年1月

伊賀市公共施設最適化計画検討委員会 委員一同

資料1.伊賀市公共施設最適化計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市公共施設最適化計画の策定にあたり、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、伊賀市公共施設最適化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、公共施設的最適化とは、伊賀市公共施設最適化方針に基づく公共施設の適正な配置及び管理運営の適正化をいう。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討及び協議し、その結果を報告書としてまとめ、市長に答申するものとする。

- (1) 公共施設的最適化計画に関すること。
- (2) 行動計画に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第5条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、前条の任務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部管財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

伊賀市公共施設最適化計画検討委員会 委員名簿

	選任区分	氏名	所属及び役職	分野
会長	学識経験者	せた ふみひこ 瀬田 史彦	東京大学 工学系研究科都市工学専攻 准教授	都市政策 地域開発
	学識経験者	よしむら てるひこ 吉村 輝彦	日本福祉大学 国際福祉開発学部国際福祉 開発学科 教授	都市計画 建築計画
副会長	学識経験者	うえい たけと 上井 長十	三重大学 人文学部法律経済科 准教授	経済 財産
	学識経験者	おかい ゆか 岡井 有佳	立命館大学 理工学部都市システム工学科 准教授	都市計画 住宅政策
	市民	やまもと ひでみ 山本 秀美	伊賀市行財政改革推進委員会 1号委員（識見）	
	市民	こばやし かよこ 小林 可世子	元伊賀市指定管理者選定 委員会委員	税理士

(敬称略)

資料2.伊賀市公共施設最適化計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、伊賀市公共施設最適化計画(以下「最適化計画」という。)の策定事務を進めるに当たり、必要な調査検討及び計画案の策定を行うため、伊賀市公共施設最適化計画検討会議(以下「検討会議」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 最適化計画案の策定に関すること。
- (2) 公共施設の利活用、処分、統廃合など個別案件のうち重大な事項に関すること。
- (3) その他最適化計画に係る事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 検討会議に議長及び副議長を置き、議長は副市長をもって充て、副議長は財務部長をもって充てる。

3 議長は、会議を総括し、副議長は議長を補佐するとともに議長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 検討会議は、議長が必要に応じて招集し、議長がこれを主宰する。

5 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

6 議長は、必要があると認めるときは、関係職員に必要な書類を提出させ、又は検討会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第4条 検討会議は、所掌する事務について調査研究及び分野別計画案等を作成するため、プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を設置することができる。

2 チームにチームリーダー(以下「リーダー」という。)を置き、議長がこれを指名する。

3 チームにサブリーダーを置き、リーダーがこれを指名する。

4 リーダーは、チームを統括し、サブリーダーはリーダーを補佐するとともにリーダーに事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 チームの会議は、リーダーが必要に応じて招集し、リーダーがこれを主宰する。

6 リーダーは、必要があると認めるときは、関係職員に必要な資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

7 リーダーは、会議の結果を検討会議に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、市政再生課が、チームの庶務は、リーダーが指定した課等において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月14日から施行する。

別表(第3条関係)

副市長	議長	建設部次長	
財務部長	副議長	消防本部消防次長	
危機管理監		伊賀支所長	
総務部次長		島ヶ原支所長	
企画振興部次長		阿山支所長	
財務部次長		大山田支所長	
人権生活環境部次長		青山支所長	
健康福祉部次長		教育委員会事務局校区再編推進監	
産業振興部次長			

資料3.公共施設等総合管理計画の策定要請

総財務第74号
平成26年4月22日

各都道府県知事
各指定都市市長

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組みられるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

資料4.伊賀市公的関与のあり方に関する点検指針

1 はじめに

平成 12 年 4 月、地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られ、現在では、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立を目指した取組として、「地域主権改革」や「権限移譲」が国及び各地方公共団体において進められており、各地方公共団体においては、自らの判断と責任により、地域の实情に沿った行政運営を展開することが期待され、国の制約から離れた「自己決定・自己責任」の原則の下、市民や地域の視点に立った行政運営を進めていく必要があります。

一方、本市においては、少子高齢社会の到来、厳しい財政状況、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応しながら、「伊賀市定員適正化計画」による職員の削減を行い、より少ない職員で、よりよい行政サービスが提供できるよう、簡素で効率的な行政運営体制の確立に努めていますが、これまでのような行政を中心とした公共サービスの提供は、質的、量的にも限界があり、今後は市民の負担と選択に基づき、本市に合った公共サービスを提供する分権型社会への転換が求められています。

このような中、本市では「伊賀市まちづくりプラン（新市建設計画）」の理念を踏まえた、「伊賀市自治基本条例」による「伊賀流自治のしくみづくり」の進展により、市民のまちづくりへの参画意識の高まりとともに、住民自治協議会や自治会、市民活動団体、ボランティア団体など、公共サービスの提供は市民自らが担うという認識が広がりつつあり、これまで行政が主として提供してきた公共サービスも、今後は地域において意欲と能力を備えた住民自治協議会や自治会、市民活動団体をはじめ、NPO、企業など多様な主体が行政と協働して公共の領域を担う新しいまちづくり、地域経営のしくみがはじまっています。

こうした状況を踏まえ、本市では平成 23 年度に「第2次伊賀市行財政改革大綱」を策定し、これに基づく具体的な取組を行うための「伊賀市行財政改革大綱実施計画」の策定により、効率的な行財政運営の確立を目指しています。

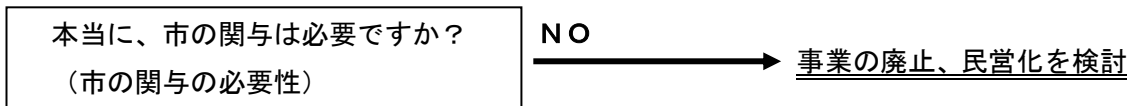
これらの改革を確実に実施し、持続可能な行政経営による伊賀市を実現するためには、これまでの事務事業のあり方を再度点検し、市が関与すべきかどうかという行政の担うべき範囲をしっかりと踏まえたうえで、市自らが役割を重点化し、市民の目線に立った市民本位の取組を進めることが重要となります。

この点検指針は、これまでの公共サービスに加えて、新たな公共空間の考え方における本市の関与についての必要性や実施主体の妥当性など、公的関与のあり方についての基本事項を整理し、行革推進のための検討会議、計画的な定員管理、総合計画事業査定、予算査定などの場において、施策・事務事業の点検・検証・見直しを進める際の指針として活用するものです。

2 基本的な考え方

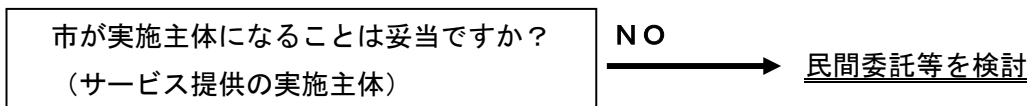
市の関与が認められる場合であっても、すべて市が実施主体である必要はなく、費用対効果や効率性、行政責任の確保、法令との適合性、受託能力などを総合的に勘案しながら、3つの基本的な考え方に基づき、公的関与のあり方を点検・検証します。

- (1) 「民間でできることは民間にゆだねる」ことを基本に、行政と民間との役割分担の観点から、市の関与は必要最小限とします。



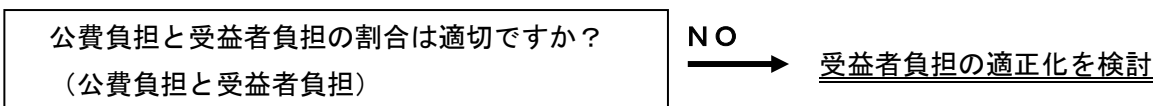
↓ YES

- (2) 市の関与が必要な場合であっても、費用対効果や効率性の観点から、サービス提供の実施主体については民間活力を積極的に導入します。



↓ YES

- (3) 特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、負担の公平性の観点から、利用者に適正な費用負担を求めます。



↓ YES

市が担う公共サービスの簡素・効率化

公共サービスのうち、市が直接提供するサービスについては、市民ニーズを的確に捉え、「あれも、これも」から「あれか、これか」の選択による抜本的な見直しを図り、簡素化、効率化を推進します。

3 事務事業の点検

行政と民間の役割分担を見直すにあたって、事務事業全般にわたり、幅広く点検を実施し、今後、市が担うべき領域について検討を行います。

(1) 市の関与の範囲の点検

次の区分（図1）により、行政と民間の活動領域を点検します。

行政の活動領域が小さいものは、市が「公」としてかかわる範囲が小さいものであり、事業の縮小または民間の力の活用を検討します。

また、区分に該当しないものは、市が「公」として関わる範囲外のものであり、事業の廃止または民間への移譲（委託等の民間の力の活用も含む）を検討します。

【図1：行政と民間の活動領域】

領域	区分	事務事業の性質	行政と民間の活動領域
I	1	法律で実施が義務付けられているもの	
	2	受益の範囲が不特定多数の市民におよび、行政サービスの対価（使用料・手数料・分担金・負担金など）を徴収できないもの	
	3	市民が毎日の生活を営むうえで、必要な生活水準の確保を目的とするもの	
II	4	市民の生命、財産、権利を守り、また市民の不安解消を図るために、必要な規制、指導、情報提供、相談などを目的とするもの	
	5	個人のみでは対処しきれない社会的・経済的弱者を対象として生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティネット）を構築するもの	
III	6	市民にとって必要性が高いが、多額の民間資金が必要で、事業のリスク、不確実要素があるため、民間だけでは全てを負担できない事業に対して補完するもの	
	7	民間サービスだけでは市全域に望ましい量と質のサービスが確保できないため、これを補完あるいは指導するもの	
IV	8	市の個性、特色、魅力を発展・創造し、市内外へ情報発信するもの	
	9	特定の市民や団体を対象としたサービスであって、サービスを通じて、対象者以外の第三者に受益がおよぶもの	

※ 行政と民間の活動領域欄はイメージを示すものであり、正確な割合を示すものではありません。

(2) 市の関与の妥当性の点検

市の関与の範囲内であっても、その後の社会経済情勢の変化や市民ニーズの低下、厳しい財政状況を考慮すると、関与の妥当性が薄れてきている場合があります。真に必要なサービスであるかどうか、次の視点から改めて点検します。

① 時代の変化、市民ニーズの変化への対応

- ・ 事業開始から一定期間を経た後、事業の見直しを行っているか。
- ・ 社会経済情勢の変化や技術の変化に応じて事業の見直しを行っているか。
- ・ 新しい行政課題に応じて既存の施策体系を再構築する必要はないか。

② 事業の効果性

- ・ 初期の事業目的を達成しているか。
- ・ 初期の事業目的に対し、効果があがらないまま実施していないか。
- ・ 事業目的を明確に設定しないまま、実施していないか。

③ 公平性への対応

- ・ 事業の利用者や受益者が固定化されており、市民に不公平感を与えていないか。
- ・ 特定の受益者から費用の全部または一部を徴収できているか。

④ 効率的な執行

- ・ 講座、啓発事業等について類似の事業を複数の部課が実施していないか。
- ・ 同じ対象者に重複・類似の事業を提供していないか。
- ・ 執行方法の効率化が図れないか（民間委託を含む）。
- ・ 国・県基準、近隣自治体の単価などと著しく乖離していないか。

⑤ 国および県と市との役割分担

- ・ 法令や基準に照らし、市が負うべき責務か。
- ・ 国・県の施策の充実や補助金等の見直しに応じ、事業の見直しを行ったか。

点検に照らし、次の区分に該当する事務事業については、関与の妥当性が薄れており、市の関与の必要性も低下していると考えられることから、廃止、民営化、縮小あるいは関与の手法を含めた事務事業のあり方を検討します。

区分	関与の妥当性が薄れている事務事業
1	事業開始時と比較して社会経済情勢が変化、あるいは目的が既に達成されるなど、実施意義が低下している事務事業
2	利用者が減少するなど市民ニーズが低下、あるいは市民ニーズに比較してサービスの供給が過剰となっている事務事業
3	国や他の市町と比較したとき、サービスの対象範囲や水準を見直す余地がある事務事業
4	国又は県において、同種のサービス提供が行われている事務事業
5	民間の活動を阻害、あるいは民間と競合している事務事業
6	限られた財源の中で実施すべき緊急性が認められない事務事業

※ 関与の手法については、いくつかの分類が考えられますが、一例を挙げれば次のようなものがあります。
 誘導（啓発、後援、顕彰 など）
 助成（人的支援、補助金や出資金などの財政的支援 など）
 規制（条例・制度の制定、監視・指導 など）
 提供（市が全面的に関与し、サービス提供や施設建設などを実施）

(3) サービス提供の実施主体の点検

市の関与の妥当性が高いサービスや公共性が高いサービスでも、全て市が実施主体である必要はなく、市民ニーズが多様化する現在においては、住民自治組織、市民活動団体、ボランティア団体、NPOなどが実施主体となる方が望ましいサービスも少なくありません。

費用対効果や効率性、行政責任の確保、法令との適合性、受託能力などを総合的に勘案しながら、多様なサービス提供の実施主体の活用を検討します。

なお、その際には次の基準を満たすとともに、プロセスの透明性や説明責任に十分留意する必要があります。

- ① 市民サービスが低下しない。
- ② 事務事業にかかる費用が低減できる。
- ③ 他の実施主体が持つ専門知識、経営能力、技術力等を活用できる。
- ④ 公平性・公正性、守秘義務が担保され、行政責任が損なわれない。

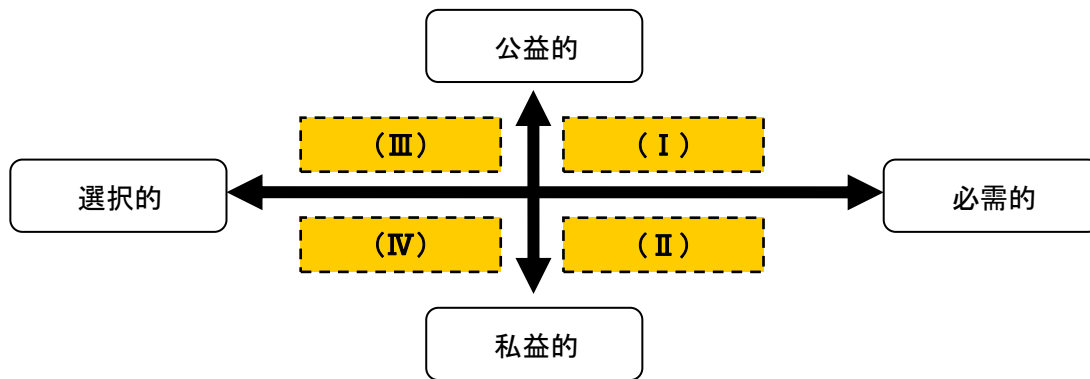
(4) 公費負担と受益者負担の点検

特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合は、利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から、利用者に適正な受益者負担を求めることを徹底する必要があります。

この場合、公費負担と受益者負担の関係については、一般的には事務事業の性質に応じ、図2のように区分することができますが、このうち区分Ⅱ～Ⅳに該当する事務事業については、負担の公平性の観点から受益者負担が必要であり、適正な原価計算を行うとともに、国や県、他の市町の水準、同種・類似の事業の水準との比較検討を行い、受益者負担の水準が適切でない場合には、積極的に見直しを図る必要があります。

ただし、国や県により法令で定められた受益者負担は対象外とするなど、社会的弱者等へのセーフティネットにかかる受益者負担については、慎重に対応する必要があります。

【図2：公費負担と受益者負担の関係図】



区分	事務事業の性質		公費負担と受益者負担
I	○受益者は不特定多数の市民 ○市民生活に必要なサービス	公益的－必需的サービス	公費負担中心
II	●受益者は特定の市民 ○市民生活に必要なサービス	私益的－必需的サービス	公費負担と受益者負担の組み合わせ
III	○受益者は不特定多数の市民 ●市民の側で選択可能なサービス	公益的－選択的サービス	受益者負担と公費負担の組み合わせ
IV	●受益者は特定の市民 ●市民の側で選択可能なサービス	私益的－選択的サービス	受益者負担中心

4 おわりに

公的関与のあり方に関する点検指針は、「市の関与の範囲の点検」「市の関与の妥当性の点検」「サービス提供の実施主体の点検」「公費負担と受益者負担の点検」の4つの視点で点検を行うこととしていますが、これらを総合すると概ね図3に示した関係と捉えることができます。

行政サービスにおいては、「公益性」と「必需性」が大きいほど、つまり社会的な色合いが大きく、必要不可欠であるものほど、行政が関与する役割は大きく、受益者が負担する割合は低くなります。逆に、社会的な色合いが小さく、個人で出来ること、なくても差し支えないことであればあるほど、行政の役割は小さく、受益者が負担する割合が高くなります。

また、実施主体については、第Ⅰ領域では公共部門の原則となり、第Ⅳ領域では民間部門の原則となりますが、その中間領域に位置する第Ⅱ領域、第Ⅲ領域については、サービスの実施主体や受益と負担の関係について十分な論議が必要です。

これらの一連の点検を行い、得られた結果を座標軸に図式化することで、事務事業の公共性の度合いがイメージとして捉えることができます。

しかし、数値化された点検ではないため、職員の意識や事務経験、または感覚によって左右される恐れがあります。点検の結果を施策に反映するためには、事務事業に関わる数値化された基礎データをしっかり把握したうえで、市民参加による意見の反映や、協働のまちづくりに対する市民意識の状況を踏まえながら、所管部局で十分に検討し、さらに全庁的な議論を深める中で、最終的には政治的判断を要するものも多いと考えられます。

